



愛知



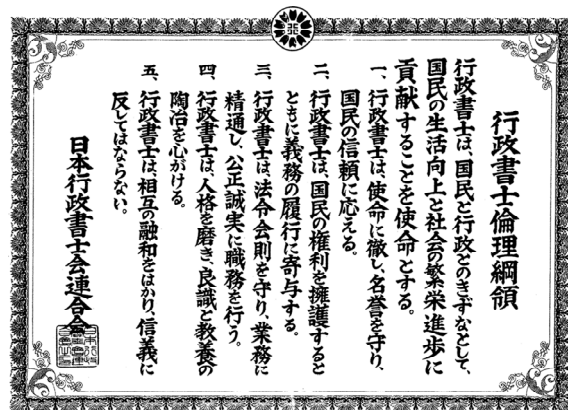
- 令和6年度法人経営部第1回研修会
- 雨水浸透阻害行為許可に関する研修会
- メンタルケア「自分のメンタルをどう守っていくか」に関する研修会



Contents

コンテンツ

ペットとの共生	愛知県行政書士会 常務理事 中村 美帆子	1
令和6年度法人経営部第1回研修会		2
雨水浸透阻害行為許可に関する研修会		2
メンタルケア「自分のメンタルをどう守っていくか」に関する研修会		3
一般貨物自動車運送事業の経営許可に関する研修会		4
行政書士制度広報月間に係る3県行政書士会合同報道機関訪問		5
メディアも扱う(?) 行政法 第5回 外から見える申請過程	名城大学法学部教授 北見 宏介	6
お知らせコーナー 日行連・愛知県行政書士会共催シンポジウム		8
「行政書士業務(建設業分野)におけるDX化対応を考えようin愛知～デジタル社会における顧客との関わり方～」の開催について(案内)		9
行政書士に対する法人設立等の業務依頼に関する株式会社の定款認証等に係る犯罪収益移転防止法上の「疑わしい取引」について(注意喚起)		10
「災害復興支援ボランティア」の募集のお知らせ		11
ライブラリ研修動画一覧		12
初心者向け業務相談のお知らせ		14
初心者向け業務相談申込書		15
会員訪問記(一宮支部 伊藤 功治会員)	会報委員 深川 範江	16
支部だより		17
事務局だより		29
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		31
コスモスあいちコーナー		39
あとがき		41



ペットとの共生

常務理事 中村 美帆子

うちには二匹のトイプードルがいます。名前は「くう」と「ココ」で、くうちゃんとココちゃんと呼んでいます。くうちゃんの名前を決める時、候補がいくつかあったのですがなかなか決まらず、最終的にくうちゃん自身に決めてもらおうということになりました。紙1枚につき名前を一つ書いたものを数枚床に散らばせ、くうちゃんが最初に触った紙に書いてある名前になりました。なので、「くう」という名前はくうちゃんが自分で選んだ名前になります。これに対して、ココちゃんの名前は私がピンと来たので勝手に決めました。

そもそも私は特に動物が好きではなく、犬を飼うつもりも全然ありませんでした。幼い頃、家族で秋田の親せきの家に行ったときに、その庭で飼っていた秋田犬に母が手を噛まれました。私は家の中にいたので噛まれたところは見えていないのですが、手を押さえながら玄関から入ってきた母の姿は今でも目に焼き付いています。その記憶から、なんとなく犬が怖いという気持ちがずっと心の奥底にありました。そのため、娘が犬を飼いたいと言い出した時ももちろん反対をしたのですが、いつの間にか飼う方向で話が進み、最初にくうちゃん、次の年にココちゃんが我が家にやってきました。くうちゃんとココちゃんと一緒に暮らし始めてからは、あんなに反対していたのにその可愛さにメロメロになってしまい、今では外にいても、今頃二匹で何してるのかなあ、会いたいなあ、などと考えてしまい、早く家に帰りたくなります。

ところで今年の8月8日に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されました。ちょうどその時私は入院中で、まだ数日入院する予定だったので、今地震が来たらどうしようとすごく不安になりました。でもよく考えたら病院には非常用電源もあるだろうし、

食べ物や飲み物の備蓄もあるだろうし、却って安全かもしれない、でもくうちゃんとココちゃんが家に二匹ぼっちでいるときに地震が来るかもしれない。それから避難するとしてもどうすればいいんだろうといろいろと頭の中をぐるぐるしていました。そこで思い出したのが、「同行避難」という言葉です。同行避難とは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難することです。避難所で人とペットが同居することを意味するものではありません。私の住んでいる名古屋市では、原則として市立小中学校が同行避難可能な避難所になります。ただ、同行避難をするには、普段から、災害時に必要となる備えを行い、地域社会に受け入れられるよう、ペットを適正に飼育管理する必要があります。今年の行政書士記念日には「ペットと人との共生を考える」というテーマで愛知県と名古屋市の後援を受けて愛知県行政書士会主催のフォーラムが行われました。その中で「人とペットの共生するまち・なごやを目指して」という名古屋市の基調講演もありました。私がそうであったように、動物が好きな人ばかりではありません。でも、非常時に大事な家族の一員であるペットを守れるよう、平時から人とペットが共生するまちを目指して、市民としても行政書士としてもペットに関わる人々と連携協働していきたいと思っています。

令和6年度法人経営部第1回研修会

法人経営部部員 牧野 昌浩

開催 令和6年7月29日(月)

午後2時～4時

会場 愛知県行政書士会館3階会議室、Zoom配信

テーマ 『補助金申請業務に係る基礎研修会』

参加者 131人



法人経営部主催の令和6年度最初の研修会は令和6年7月29日、愛知県行政書士会館3階ABC会議室および配信のハイブリッド方式で開催されました。講師は法人経営部員の東三支部木村寿会員でした。

前半部は補助金申請業務の基礎知識として、補助金と助成金の違いや対象となる事業者、補助金のメリットとデメリット、申請の流れという順に説明がありました。

補助金申請業務はその多くが電子申請で、法人・個人事業主向け共通認証システムであるgBizIDを使って申請するものが多数あること、行政書士の代理申請は現行のgBizIDシステム上ではできず、申請者である依頼者のgBizIDで申請者自身が申請する必要があること、申請及び申請後のフォローを行うことが実際の行政書士業務となること等の解説がありました。

次に依頼の多い補助金について、ものづくり補助金などの各論についての解説がありました。

休憩をはさんだ後半では、補助金申請業務には欠かせない事業計画書の作成について、基本的な考え方が示されました。事業計画書は申請する事業主が作成することが必要ですが、依頼者の多くはサポートなしで仕上げることはできないため、SWOT分析等を活用してひとつずつ積み重ねて作り上げていく、との解説がありました。

最後に、講師の経験からどうやって仕事を受注していったのか、今後取り組む方はどうやって業務を獲得していくのかといった興味深い話を伺うことができました。

猛暑の中、会場参加者27名、オンライン配信の視聴者104名と、関心の高さが垣間見えた研修となりました。

雨水浸透阻害行為許可に関する研修会

土地利用部 石原 遥

日時 令和6年8月2日(金)

午後2時～4時

場所 愛知県行政書士会3階会議室

講師 尾張支部 内山 克典会員

内容 『雨水浸透阻害行為許可申請について』

参加者 48名



現在、一宮市の雨水浸透阻害行為（以下、雨水）許可の審査を行政書士が補助しております。

このことを受け、雨水許可申請に携わる行政書士を増やすため、本研修会が開催されました。

今回は雨水審査補助業務要員の経験のある内山会員に講師としてお越しいただき、雨水許可申請の基本についてお話をいただきました。

まず、雨水許可とは何か。都市部を流れる河川の流域において、土壌への雨水浸透が阻害されるような開発が行われると、都市部の浸水被害につながります。これを防止するため、一定の開発を行う際には、雨水を貯留・浸透させるための対策が義務付けられているものです。

講義はこのような申請の背景からはじまりました。続いては詳細な要件や対策手法とその計算方法について、具体的な事例を含めてお話をいただきました。そして最後には許可で利用されるシステムの入手方法と、実際の事例に則した使い方まで。

技術的な要素も随所に含まれておりましたが、土木分野をこれから勉強しようとする会員にも分かりやすい様にお話し下さりました。

受講者も非常に真剣なまなざしで聞いており、終了後には「審査要員になります」との意気込みを聞かせて下さる方もいらっしゃいました。

11月頃には第二回の研修会も予定されており、こちらでは実際の計算の実践も行う予定とのことです。

皆さまのご参加をお待ちしております！

メンタルケア「自分のメンタルをどう守っていくか」に関する研修会

私法部 中島 崇

日 時 令和6年7月31日(水)

午後2時～4時30分

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

(オンライン配信)

講 師 愛知教育大学名誉教授 竹内 登規夫氏

内 容 メンタルケア「自分のメンタルをどう守っていくか」について

～個人事業主である行政書士会会員のためのメンタルに関する研修～

(1) 講師とコスモスあいち支部長との研修序説

(2) 研修

参加者 72名

行政書士を長く続けるためには、依頼者からのカスタマーハラスメントや、SNS等を通じての誹謗中傷も見られる中、強い心を持つことが必要となってきます。

このような厳しい時代を個人や法人として生き抜くために、このたび、総務部及び私法部の合同企画により、「自分のメンタルをどう守っていくか」をテーマに、産業心理学の専門家である愛知教育大学の竹内登規夫名誉教授を講師にお招きして、研修会を開催しました。

研修に先立ちまして、序説として、竹内先生と公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部の増田ちづ子支部長のお二人に対談をしていただきました。

対談のトピックとして、増田支部長より、成年後見業務について取り上げ、当事者だけではなく、まわりを取り巻く様々な身分や職種の関係者が非常に多く存在し、彼らがストレスの外的要因（ストレッサー）となって、クレーム、意見の押し付け、いわれない言いがかりや叱責などをされる機会が多く、成年後見人はストレスをため込みやすい状況下にあることが提起されました。これに対して、竹内先生から、まずはその関係者の話を傾聴して聞くだけでもよく、そしてアフターケアとしてサポート体制を設け（例えば専属カウンセラーを置く等）、いつでも悩みや愚痴を聞いてもらえる仕組みを作っておくこ

とが、メンタルの不調に早く気付ける重要なポイントであるとのアドバイスがありました。

続いて、竹内先生の講義に入りました。まず第一に、私たちのメンタルが不調になることは決して恥ずかしいことではなく、このような「心の問題」は誰にでも陥る可能性があり、その状態を何もせず放置することの方が、むしろ問題であると強調されました。

次に、メンタルを不調にするストレスへの対処法として2つのポイントについて説明がありました。1つ目は内的な方法で、自分を積極的に変えていくことです。ストレスをためやすい生活をしては、依頼者にとっても、自分にとっても良い仕事はできません。現状の生活を規則正しい健康的なものに変えること。いつも慌てていたり焦ったりすることなく、心にゆとりと潤いを持つことのできる人間に変わる。これはまさに「健全なる精神は健全なる身体に宿る」ということを示唆しています。

2つ目は外的な方法で、人間関係の円滑化に努めることです。相手の人格を尊重して相手を大切にすることができれば、ストレスが発生しにくい人間関係をつくることができます。人として守るべき行為が当たり前に行えること。この「人間観の重視」がポイントであるとのことでした。

ストレスへの対処法については、「まずは、ちょっとだけでも実践に移す」ことにトライしてほしいとのことでした。例えば、適度に体を動かすような運動を試みる、お酒の量や回数を減らしてみる、睡眠時間をあと1時間増やしてみる等、自分の健康のために、すぐにでも取り組めることがあるはずです。

今回の竹内先生の講義は、倫理的な観点を大切にしている内容でした。「自分のメンタルを守る」ためには、人間として当たり前の行動ができるかどうかにかかっているとのことでした。また、人と関わるスタンスについて、ご自身の少年時代の経験談を交えながら、人として当たり前の行動とはどのようなものであるかを説かれ、相手の人格を尊重し、大切にしている人間観を持つことが大切であると締められ、大変有意義な講義でありました。

一般貨物自動車運送事業の 経営許可に関する研修会

運輸交通部 佐藤 友哉

日時 令和6年8月5日(月)

午後2時～4時15分

場所 愛知県行政書士会 3階会議室

講師 中部運輸局自動車交通部貨物課 富村 直
正氏

運輸交通部 石原 正大部員

内容 第一部『一般貨物自動車運送事業の基礎的
知識』

第二部『一般貨物自動車運送事業の許可申
請の実務』

参加者 80名



運輸交通部として一般貨物自動車運送事業の許可申請について、これから業務に取り組む会員に向けた内容で研修会を開催しました。

当日は竹田会長に【この業務は許可を取ることがゴールではなく許可を取ってからがスタートの業務なので、正しい知識で事業者のサポートを行ってほしい】とご挨拶をいただきました。

今回は二部制にて開催し、第一部として中部運輸局自動車交通部貨物課富村氏をお招きして新規許可申請を行う際の注意点や、添付書類について基本的な考え方を交えて一般貨物自動車運送事業の基礎的知識について説明がなされました。

第二部として運輸交通部石原部員を講師として新規許可申請の流れや、書類作成上の注意点、許可までに要する時間や、作成のポイントについて説明がなされました。

石原部員からは行政書士として業務上、気を付ける点や、許可申請に必要な周辺知識や、許可取得後の事業者の関わり方なども説明がなされました。

国土交通省では、2024年問題を解決するためにトラックGメンが2023年7月に創設されました。そのためこれまで以上に、事業者も法令遵守の意識が高まっており、正しく事業者を導いていくことのできる行政書士の必要性も高まっていくと思われま

す。運輸交通部では車両登録業務やドローン業務などこれからまだまだ需要の高くなっていくであろう業務がたくさんある為、積極的に有意義な研修会を開催していく予定です。

ちょっとひと息 「津波について」

Q 津波の高さによってどのような被害が発生するのですか？

A 過去に発生した津波被害と津波の高さの関係を見ると、家屋被害については、建築方法等によって異なりますが、木造家屋では浸水1m程度から部分破壊を起し始め、2mで全面破壊に至ります。また、浸水が0.5m程度であっても船舶や木材などの漂流物の直撃によって被害が出る場合があります。

Q 津波の高さ〇mと予報される場合、どこの地点で言うのですか？例えば、海岸線ですか。内陸部100m地点等のことですか。

A 「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差を言います。気象庁が津波情報で発表している「予想される津波の高さ」は、海岸線での値です。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがあり、その旨を津波情報に記載することでお伝えしています。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

行政書士制度広報月間に係る3 県行政書士会合同報道機関訪問

広報部 野崎 晃

日 時 令和6年9月20日(金)
午前10時～午後0時30分

訪問先 NHK名古屋放送局
視聴者リレーションセンター
専任部長 山下 卓様
主幹 浅野 正紀様
中日新聞社
メディアビジネス局 ビジネス2部
部長 鈴木 宏英様
小嶋 一輝様

訪問者 愛知県行政書士会
副会長 内藤 広子
広報部長 野崎 晃

岐阜県行政書士会
副会長 伊藤 寛純様
企画広報部長 鈴木 泰広様

三重会行政書士会
広報部長 野崎 昭伸様
広報部副部長 芝野 拓磨様



10月から始まる広報月間を前に、愛知・岐阜・三重の行政書士会が参集しメディアPRを行いました。

毎年10月に実施する行政書士制度広報月間は、行政書士制度の普及浸透を目的として全国一斉に広報、監察活動を行います。県民の皆様には行政書士制度をPRするとともに、非行政書士行為を排除する重要な機会です。各県の会員がそれぞれの地域に緊密に関わりを持ち、地域の皆様のために日々活動していることを発信することで、行政書士の認知度と社会的評価の向上に資するとの認識のもと、本年度においても各支部の皆様のご協力をいただき広報月間を行いました。

相談会の開催やイベントへの参加等、各支部のご協力に改めて感謝を申し上げます。

ちょっとひと息 「津波について」

Q 津波はどのような仕組みで発生するのですか？

A 地震が起きると、震源付近では地面が持ち上げられたり、押し下げられたりします。地震が海域で発生し、震源が海底下の浅いところにあると、海底面の上下の変化は、海底から海面までの海水全体を動かし、海面も上下に変化します。このようにもたらされた海水の変化が周りに波として広がっていく現象のことを津波といいます。

Q 津波の前には必ず潮が引くと聞きましたが、本当ですか？

A それは、間違いです。地震の発生の仕方によっては、いきなり大きな波が押し寄せることもあります。平成15年（2003年）十勝沖地震による津波や、2004年のスマトラ沖地震の際にスリランカやインドの沿岸に押し寄せた津波では、直前に潮が引くことなく大きな波が押し寄せました。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

メディアも扱う（？）行政法

第5回 外から見える申請過程

名城大学法学部教授 北見 宏介

申請に対する拒否処分がメディアで扱われることは必ずしも多いわけではない。したがって、この連載で申請局面を取り上げることに難しさを伴うことは、開始時から一定程度は予測していた。そもそも拒否処分が争われた裁判例も、公刊されているものは少なく、研修におけるネタ探しでもけっこう苦労する。そうした中、申請をめぐって報道された事象があったので、今回はこれを取り上げよう。記事の全文から一部を抜粋し、段落の表記形式には変更を加えている。

敦賀原発2号機、「不合格」の審査書案を了承
規制委

日本経済新聞電子版 8月28日配信

原子力規制委員会は28日の定例会合で、日本原子力発電（原電）の敦賀原発2号機（福井県）の再稼働を認めない「不合格」の審査書案を了承した。審査書案には「新規制基準に適合しているとは認められない」と明記した。

同日の会合では一般からのパブリックコメント（意見公募）を行う方針も決定した。委員からは「不許可はこれまでなかった重要な決定なので、より大局的な視点に立ったときに広く意見を求めることに賛成する」といった指摘があった。

30日間の意見公募を踏まえた上で、正式決定する。パブリックコメントを経て審査書が正式に決定されるのは秋ごろになる見通しだ。再稼働が認められないのは、2012年の規制委発足後で初となる。

原電側は今後、再申請や廃炉などを検討する。

（中略）

規制委の審査チームは7月26日に「原子炉直下に活断層がある可能性を否定できない」との

審査結果をまとめた。8月2日には、原電の村松衛社長が規制委の会合に出席し追加調査を要望したが、規制委は「審議は十分尽くされた」として審査に一区切りをつけた。

（中略）

原電は再稼働を目指して15年に規制委に申請した。審査が長期化した背景には原電側の不手際もあった。規制委に無断でデータを書き換えたり、記載ミスや取り違えたりして審査は2度中断された。規制委が原電本社に立ち入り検査までした経緯もあった。

◆事件をめぐる法制度

さすがに原発ともなると、取り上げられ方も大きい。ましてや、初の拒否処分が想定される状況である。ここに掲げた記事だけでなく、テレビ等でもニュースとして取り上げられており、各紙では社説として論評がなされてもいる。

原子力関連の法制度は相当に複雑である。今回も記事を補足する形で、ごく簡単なものにとどまるが、法制度の確認をしておこう。

記事に登場する原子力規制委員会（規制委）は、環境省の外局の委員会であり（国家行政組織法3条・別表第一）、教科書的には、大臣から独立に、政治的中立を要する専門的な職務を受け持つ合議制の行政機関である。「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機」として、原子力関連政策に係る「縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため」に設置された（原子力規制委員会設置法（「設置法」）1条）。

今回の原電による申請は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（「原子炉等規制法」）43条の3の8①に基づく、設置許可時の申請書記載事項の変更の許可を求めるものである。

設置法制定時に、その附則によってなされた原子炉等規制法の改正では、「発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない」ことが明記された（原子炉等規制法43条の3の14①）。科学的知見の更新に伴う最新の規制を既存施設に適用しようという、いわゆる「バックフィット」であり、建築物に関して改正規定を既存のものには（改築等を行うまでは）適用しない「既存不適格」（建築基準法3条②等）とちょうど逆の対応となる。すでに設置許可を受けている敦賀原発2号機も、記事内にも出てくる「新規制基準」に適合させなければならない、原子力規制委員会が、この適合性を認めなかったというのが今回の報道である。

もっとも、ここで詳細に踏み込むことはできないが、今回の報道にかなり先立って、原電や電力会社等の原子炉設置事業者に原子炉の使用停止義務は存在するか、その法律上の根拠は何か、という点に関しては、行政法の観点から非常に興味深い議論もみられた。

◆今回の行政手続

やや珍しい申請に対する処分に関する報道事案であるが、そこで伝えられる手続もまた、行手法のしくみから見ると珍しい点を含んでいる。以下では、a) 処分に際してのパブリックコメント、b) 申請者への意見聴取という2点について触れることにしよう。

a) のパブリックコメントの実施に関しては、行手法の規定では、「命令等を定めようとする場合」にパブリックコメントを行わねばならないとする（行手法39条①）。申請に対する処分に関してはこうした規定は存在しない。申請者以外の者の意見に係る公聴会の開催等の努力義務規定は存在する（行手法10条）が、第三者の利害を考慮すべきことが許認可等の要件とされている場合の規定である。

今回の運用は、規制委が「時々の最新の科学技術水準に従い、かつ、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて」（「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（令和4年12月14日改訂）8頁）安全性の水準を定めるという自己理解に基づくものとみることができようか。記事内の委員の発言とは異なり、許可する場合であ

ってもパブリックコメントを実施した運用例がある。

ここでの手続においては、「関連する資料をあらかじめ公示」（行手法39条①）する形での運用がなされることになる。完全にではないにしろ、申請過程が第三者にも相当程度は可視的になる。福岡県行政手続条例10条にも、公聴会等を行った場合における行手法よりも踏み込んだ規定があるが、そこからさらに進んだ運用といえるかもしれない。

他方、b) の申請者への意見聴取に関しても、著名な、いわゆる個人タクシー事件最高裁判決（最一小判昭和46年10月28日民集25巻7号1037頁）が、申請者に対しての聴聞等の手続を要求していたが、行手法上は規定が置かれていない。しかし記事内では、「原電の村松衛社長が規制委の会合に出席し」ていたことが触れられている。今回の例に限らず、これまでの規制委の審査では、事業者に対するヒアリングが行われており、そこでの発言は、音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載する形ででも公開されている。これもまた、行手法の規定から一歩進んだ手続である。

◆執筆時にありがたかったこと

今回の執筆に際して何より便利であったのは、申請拒否処分の前段階、すなわち申請過程における諸々の情報を参照することができた点である。不許可処分の文書案をみながら原稿を書いたことは、自身にとって初の経験であった。加えて、規制委のウェブページにおいて、上述の文字起こしのほか、法令や内規等、さらに自らの諸活動を「条文とともに」説明する諸資料が掲出されていたこともまた便利であった。これも自治体や他の国の行政機関で用意されている例は、そう多いわけでもない

規制委に対しては、その独立・中立性をはじめ、多くの点で批判も向けられている。今回のパブリックコメントでも、様々な意見が示されるであろう。規制委の手続の全てを、手放しで肯定的に評価するものではないが、今回の報道で扱われた行政の手続は、他の行政分野との比較の視点も加味すると、申請局面の「外からの見やすさ」とそのレベルについて検討する作業における有用な材料となる。この検討は、行政の「透明性」（行手法1条）について考えることにほかならない。

日行連・愛知県行政書士会共催シンポジウム

「行政書士業務（建設業分野）におけるDX化対応を考えよう in 愛知」
～ デジタル社会における顧客との関わり方 ～



建設業務のDX化

JCIP、CCUS、ICT活用。建設業界にデジタル化の環境整備が急速に押し進められています。我々行政書士がこれまで行ってきたような、紙の契約書や注文書等をもとに工事の集計を行い、現場名等を書類に転記するという作業は次第にデジタル化され、契約書や注文書等の電子契約が進み、工事施工台帳がデジタル管理され、CCUSの導入によって技術者の就業管理も自動で行われます。経理ソフトとも連動し、工事一覧や建設業法に定める財務諸表等は蓄積データとして自動生成されるでしょう。そのデータをオンラインで送信すれば行政手続きは完了し、書類作成という概念はなくなることとなります。



行政書士の将来像

そんなDX化の時代に、我々行政書士はどのように建設業界に関わっていけばよいのでしょうか。そんな近い将来を見据えて、一步先を進んでいる行政書士が全国にはいます。CCUS認定アドバイザーや登録行政書士を始めとするそれら行政書士が集まって意見交換を行い、これまでの許可・経審・入札参加資格申請業務という「入り口」業務のみならず、深く建設業界に関与していく方法やその将来性を模索し、建設業務に携わる行政書士の将来像と能力担保を検証していきます。

第1部 「JCIPやってる？」

建設業許可・経営事項審査電子申請システム。申請・届出手続きのオンライン申請の入口です。バックヤード連携のしくみが導入され、添付書類や証明書類の省略が進んでいます。行政手続きの効率化を押し進め、企業の生産性向上に寄与するには、行政書士としてどのようなスキルが必要か。このヒントをつかんでください。

第2部 「CCUSで業務拡大しよう！」

建設キャリアアップシステム。現場に通う技能者の就業履歴がカード1枚で蓄積・管理されていきます。建設業退職金制度とも連動し、技能者の保有資格、社会保険の加入状況や現場の就業履歴などを記録していくことで、本人の現場管理や後進の指導育成といったスキルが適切に評価され、能力・経験等に応じた適正な処遇改善につながります。また、このような技能者を雇用し育成する企業が伸びていける業界環境をつくることにもなります。

このしくみに行政書士がどのように関わるか。業務拡大のチャンスを見逃さないでください。

第3部 「共創の時代、建設業界の未来を語ろう！」

建設業者の生産性向上と人材育成に寄与できる行政書士へ。我々行政書士は、デジタル化・DX化によってその存在意義を変えていかなければなりません。新しい建設業界を作っていくために、行政や建設業者とともに三者一体となって業界を作っていく、そんな行政書士の未来像をともに考えましょう。



会場参加の場合に限り、申込みの際に、日行連や建設業振興基金への質問や要望を受け付けています。

会 員 各 位

愛知県行政書士会
会 長 竹 田 勲

(日行連・愛知県行政書士会共催シンポジウム)

「行政書士業務(建設業分野)におけるDX化対応を考えよう in 愛知
～デジタル社会における顧客との関わり方～」の開催について (案内)

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、本会のため何かとご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
この度、日行連・愛知県行政書士会の共催によりシンポジウムを開催しますので、ご案内申し上げます。
会員各位におかれましては、ぜひ会場でご参加ください。

あらゆる行政手続や産業の現場において、DX化による効率化、生産性の向上、新たな価値創造による社会システムの変革が目指される中、多くの行政書士が取り組む建設業関連業務においても、まずその入口としての建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)をはじめ、技能労働者の経験や研鑽を蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の導入促進、ICT活用を前提とした建設業法の一部改正など、デジタル化への環境整備が急速に推し進められています。

それらに対応し、実績を積み上げつつある行政書士やCCUS認定アドバイザー(行政書士)をパネリストとし、その取組状況や、業務としての魅力、業務拡大の可能性について、パネルディスカッション形式で語り、意見交換を行うシンポジウムを開催します。

JCIPやCCUSについての理解を深めていただくことはもとより、今後大きく変容してゆく建設業界及び建設事業者に、より一層深く関与し必要とされる行政書士になるために、我々は今何をすべきか、どう変わるべきか、将来像を共に考える機会となれば幸いです。多くの会員の参加をお待ちしています。

記

- 1 日 程： 令和6年12月9日(月) 13時から16時30分頃まで(予定)
- 2 場 所： 名古屋サンスカイルーム A室
名古屋市中区錦1丁目18番22号 名古屋ATビル2階
(地下鉄東山線、鶴舞線「伏見」駅8番出口より徒歩3分)
- 3 主 催： 日本行政書士会連合会
共 催 愛知県行政書士会
- 4 後 援： 一般財団法人建設業振興基金
- 5 内 容： 13時00分 開会 16時30分 閉会
第1部 13時10分～14時05分「JCIPやってる？」
第2部 14時20分～15時30分「CCUSで業務拡大しよう！」
第3部 15時45分～16時25分「共創の時代、建設業界の未来を語ろう！」
- 6 パネリスト： JCIPの申請実績豊富な会員、CCUS認定アドバイザー(行政書士) 他
- 7 参加費： 無料
- 8 申込方法： 会場参加：下記申込書を事務局宛へFAX(052-932-3647)または郵送
または、下記URL・右上のQRコードよりお申込みください。
オンライン参加：下記URLまたは右上のQRコードよりお申込みください。

参加申込み



参加申込み URL : <https://forms.gle/CCF28wDpQeFJfEz67>

申込期限は11月29日(金)です。

※お電話での申込み受付、会員以外(補助者等)の方の出席は、出来ません。
※定員数が限られているため、申込状況によりお断りする場合がございます。

「行政書士業務(建設業分野)におけるDX化対応を考えよう in 愛知」会場参加申込書

令和6年12月9日(月)開催の上記研修会について、会場での参加を希望します。

支 部 会 員 名 _____ (会員番号【3～4桁】: _____)

※ 本シンポジウムに参加できない場合は、必ず事前に事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

愛行発第291号
令和6年8月28日

会 員 各 位

愛知県行政書士会
法 人 経 営 部
部 長 芳 賀 宏 行

行政書士に対する法人設立等の業務依頼に関する株式会社の定款認証等に係る
犯罪収益移転防止法上の「疑わしい取引」について（注意喚起）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会のため何かとご協力いただき厚くお礼申し上げます。

昨今、行政書士に対して、株式会社の定款認証等の依頼において、犯罪収益移転防止法上の「疑わしい取引」に該当する可能性が高いと思われる業務依頼が多数あるとの報告をいただいております。

会員の皆様におかれましては、法人設立及び定款認証等の業務を依頼された際には、下記について十分留意し、くれぐれも違法な業務に巻き込まれないように、ご対応いただきたくご案内いたします。

記

1. 「疑わしい取引」に該当する可能性が高いと思われる業務依頼に関する共通点
 - (1) SNS等で第三者から勧誘された依頼者による法人設立に関する定款認証等
 - (2) 一部が黒塗りの法人登記事項証明書や定款を示して、同一内容の法人の設立を依頼する
 - (3) 依頼者と発起人に面識がない等
2. 上記に該当するような依頼があった場合の対応
 - (1) 事情を十分に確認したうえで慎重に検討する（安易に受任しない）
 - (2) 「疑わしい取引」の届出を行う（義務）
※届出方法等については、愛知県行政書士会ホームページをご参照ください。

【掲載場所】

会員ページ → 業務部情報 → 法人経営部

2024-04-11

行政書士又は行政書士法人に「疑わしい取引」の届出義務が課されました
（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正について）

https://www.aichi-gyosei.or.jp/member/section/?id=1724724207-681245&p=15&ca=5&to_year=2024

「災害復興支援ボランティア」の募集のお知らせ

日本行政書士会連合会では、令和6年能登半島地震に係る被災者支援活動について、地震発生時から現在に至るまで、被災地の単位会を中心に現地での支援活動を推進しています。

しかしながら、現地の被害状況は深刻であり、被災した単位会における限られた人的資源では、今後、継続的に支援活動を行っていくことには、困難な状況が見込まれます。

このような状況を踏まえ、日本行政書士会連合会大規模災害対策本部では、今般の能登半島地震に限らず、将来的な大規模災害の発生に備えて、被災者支援活動に係る財源の確保と併せて、人的支援体制の充実強化を図り、一日も早い被災地の復興・復旧に寄与することを目的として、全国の会員から「災害復興支援ボランティア」を募集することとし、各単位会宛に周知依頼ございましたので、お知らせいたします。

◇大規模災害が発生した際に、現地に赴き、原則として無償で支援活動を行っていただける会員を募集いたします。

【応募方法】 愛知県行政書士会ホームページの掲載場所にある「申込書兼誓約書」にご記入の上、愛知県行政書士会宛送付ください。
(愛知県行政書士会で取りまとめて日本行政書士会連合会へ提出します。)

【掲載場所】 会員ページ ⇒ 会員向けお知らせ ⇒ 2024/6/25 全国の会員から「災害復興支援ボランティア」を募集します

https://www.aichi-gyosei.or.jp/member/information/?id=1719289949-979811&p=4&to_year=2024



募集ページのQRコード※

※会員ページへログインの上、読取ください。

研修会動画一覧

ライブ러리研修：会館にて視聴していただきます。事務局（TEL：052-931-4068）までご連絡ください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブ러리】 - 【研修会ライブ러리】にて各自で視聴してください。

(令和6年9月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】	
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○	
2		650	R 5.12.15	総務部実務研修会	○	○	
3		663	R 6. 7.31	メンタルケア「自分のメンタルをどう守っていくか」に関する研修会（私法部と合同）	○	○	
4	建設環境部	607	R 4. 2. 7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○	
5		620	R 4. 9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○	
6		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	○	
7		627	R 5. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○	
8		638	R 5. 8.30	建設環境部業務研修会	○	×	
9		645	R 5.11.17	建設環境部業務研修会	○	○	
10		652	R 6. 1.17	テーマ別建設業実務研修会（第2回）	○	○	
11		653	R 6. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○	
12		668	R 6. 8.27	建設環境部業務研修会	○	×	
13		運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
14			595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
15			599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
16	615		R 4. 8. 1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	○	
17	624		R 4.12. 1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	○	
18	634		R 5. 4.12	封印管理委員会指定研修会	×	○	
19	641		R 5.10.16	運輸交通部初級業務研修会（第二部）	○	○	
20	643		R 5.11. 2	出張封印取付作業に関する初級業務研修会	○	○	
21	647		R 5.12. 4	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○	
22	661		R 6. 7.22	封印委託制度改正に関する説明会	○	○	
23	666		R 6. 8. 5	一般貨物自動車運送事業の経営許可に関する研修会	○	○	
24	669		R 6. 9. 2	愛知県行政書士会封印管理委員会指定研修会	○	○	
25	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○	
26		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○	
27		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○	
28		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○	
29		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○	
30		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○	
31		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○	
32		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○	
33		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○	
34		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○	
35		611	R 4. 6. 9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○	
36		618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（私法部との合同開催）	○	○	
37		625	R 4.12. 9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	○	
38		664	R 6. 8. 1	初心者向け国際業務研修会	○	○	
39	670	R 6. 9. 9	あいちスタートアップビザの申請に関する研修会	○	○		
40	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準(主に第16号)について	○	○	
41		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○	
42		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会 【※令和6年12月16日まで掲載】	○	○	
43		609	R 4. 2.22	農地法第4条5条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○	

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】	
44	土地利用部	626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	○	
45		628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	○	
46		630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	○	
47		640	R 5.10.13	マンション管理計画認定制度に関する研修会（第二部のみ）（法人経営部と合同）	○	○	
48		644	R 5.11. 6	都市計画法に関する研修会	○	○	
49		649	R 5.12. 8	農地法（第3条、4条、5条許可等）に関する研修会	○	○	
50		658	R 6. 3.14	生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会	○	○	
51		665	R 6. 8. 2	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○	
52		法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
53			445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
54	511		H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×	
55	540		H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○	
56	541		H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会～著作権業務の可能性～	○	○	
57	564		R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×	
58	584		R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○	
59	585		R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○	
60	590		R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○	
61	605		R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○	
62	617		R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○	
63	637		R 5. 7.24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○	
64	662		R 6. 7.29	補助金申請業務に係る基礎研修会	○	○	
65	私法部		420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
66		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○	
67		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○	
68		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○	
69		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○	
70		571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○	
71		602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○	
72		608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみの受講可	○	×	
73		610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	○	
74		616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	○	
75		631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	○	
76		632	R 5. 3.15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○	
77		633	R 5. 3.31	私法部研修会	○	○	
78		636	R 5. 5.23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会（土地利用部と合同）	○	○	
79		648	R 5.12. 6	外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会	○	○	
80		654	R 6. 2.28	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○	
81		656	R 6. 3. 6	公証人による任意後見契約、死後委任契約についての研修会	○	○	
82		659	R 6. 3.18	私法部初心者向け研修会	○	○	
83	667	R 6. 8. 7	高齢者支援についての研修会	○	○		
84	旧) 企画情報部 ※	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○	
85		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○	
86		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○	
87		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【1回目】	○	○	
88		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【2回目】	○	○	

※企画情報部につきましては令和3年4月1日施行の規則改正により統廃合されました。

●●● 初心者向け業務相談のお知らせ ●●●

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX（052-932-3647）またはメール（mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net）送信のうえ、お問い合わせください。

- ・相談は愛知県行政書士会館で行います。
- ・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、日程を調整いたします。日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
- ・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
- ・相談時間は1人1時間程度を予定していますので、ご了承ください。

建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

- 内 容 建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について
- 内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

運輸交通部 運輸交通関係業務相談

- 内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

国際部 国際関係業務相談

- 内 容 国際関係業務について

土地利用部 土地利用関係業務相談

- 内 容 開発許可申請、農地転用許可申請等について

法人経営部 法人経営関係業務相談

- 内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

私法部 私法関係業務相談

- 内 容 相続手続き、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について

愛知県行政書士会 御中

年 月 日

初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みます。(該当する部に○印)

- ・ 建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談
- ・ 国際部 国際関係業務相談
- ・ 土地利用部 土地利用関係業務相談
- ・ 法人経営部 法人経営関係業務相談
- ・ 私法部 私法関係業務相談

支 部		会 員 番 号	
氏 名		電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647



一宮支部副支部長：伊藤 功治会員

会報委員 深川 範江



今回の会員訪問記は、一宮支部副支部長の伊藤功治会員の事務所を訪問させていただき、お話を伺う事ができました。

伊藤会員は、20歳代の平成22年12月に登録をされ今年で14年になり、あっという間だったと感じるとの事です。

高校時代に部活の野球をやめられてから学校生活になじめず一時不登校になった時期もあったと伺いました。その後南山大学法学部で法律を勉強され、大手の法律事務所に勤務されていた時、やはり自分は事務所勤めが合わないと思い、自分で何かをしたいという思いが強くなり行政書士登録をされたとの事です。

最初の1年目は研修会と食事会のみの日々でしたが支部の先輩から支部の役員に誘っていただき、無料相談会・役員会にも参加し、多くの先輩と話をし、相続や成年後見業務を勉強されたとの事です。相続案件を経験し、おぼろげながら行政書士という仕事について理解をし始めたとも話されました。

役員会・総会で先輩から学んだ事は「自分の強みを見つけることが行政書士で成功するのに必要なこと」だと話されました。また当時支部長をされていた増田会員が「行政書士で食べていけなくて廃業される方を1人でもなくしていきたい。」という強い思いで活動をされていたことが印象的で、自分も「食べていける＝頼られる」存在になりたいと思われたとの事です。

役員で一緒だった先輩に声をかけてもらい、自動車業務に参加されることになり、ディーラーでは「行

政書士を使うことに懐疑的」な所からスタートし、業務を積み重ねるうちに、業務を行政書士にアウトソーシングすることで営業に余裕ができ、より営業マンが営業効率を上げ、ディーラーの会社全体が成長していくという「使われる行政書士」から「業界のチームの一員としての行政書士」であることにやりがいと喜びを実感されたと話されました。

今後の事務所の展望としては、個人の事務所の限界と、自分らしい業務へのチャレンジとして、自分の時間を見直したり、新人の行政書士に業務をつないだり、自分自身の音楽やバンド、クラブDJなどという音楽や芸能というエンターティメント性の高い分野での許認可や著作権、海外からのアーティスト召集や文化活動など国内での音楽活動を支える分野もチャレンジしていきたいという夢も話されました。

10年以上支部役員をされる中で、ご自身は先輩行政書士と後輩行政書士をつなぐバトンみたいな存在であると思っていると話されました。また、入会されたばかりの会員からも学ぶことが多く、今後も頑張りたいとも話されました。

ご自身は繋ぎのただのバトンであるかもしれないが、最近はそういうバトンみたいな仕事が行政書士業務の仕事のやりがいであり、嬉しさなのかもしれないと思うことがある、と感じながら業務をされているとの事です。

私が伊藤会員と初めてお会いしたのが支部の研修会でしたが、お会いする前に自動車業務の事を電話でお聞きしたことがあり、突然の電話をした時も丁寧の説明してくださいました。「とても優しい方だなあ」という好印象を持っていました。

今回、事務所を訪問させていただき、いろいろお話を伺いとても刺激を受けました。そして伊藤会員の業務の取り組む姿勢や先輩・後輩に対する姿勢は、今まで経験された事がすべて先生の魅力になっていると思いましたが、刺激を受けました。

伊藤会員、今回はお忙しい中時間を割いていただきありがとうございました。

これからも多くの刺激をいただきながら新しい事にもチャレンジして学ばせていただきたいと思います。

支部だより

知多
支部

三士会研修会

知多支部 中川 大爾

日時 令和6年7月19日(金)

午後2時～4時30分

場所 アイプラザ半田2F小ホール



知多支部では、司法書士会半田支部、土地家屋調査士会知多支部と毎年交流行事を行っており、今年は行政書士会が幹事会であるため、合同研修会を企画しました。

研修会のテーマは「相続土地国庫帰属制度」、「相続登記の義務化」、「自筆証書遺言の保管制度」の3項目についてで、講師は名古屋法務局及び名古屋法務局半田支局の登記官をお招きして講義をしていただきました。

相続土地国庫帰属制度は昨年から、相続登記の義務化は今年から始まった制度ということで各会の関心も高く、合計71名（行政書士46名）の参加がありました。概略の説明から申請の流れや注意事項、申請の状況などのリアルなお話をいただき、非常に有意義でした。

相続土地国庫帰属制度は三士業の連携が必須な手続きですので、今後も司法書士会、土地家屋調査士会とのきずなを強め、今後見込まれる依頼主様にワンストップで手続きやサービスを提供していくようにしていきたいと思っております。

西北
支部

夏の懇親会

会報委員 佐橋 正也

日時 令和6年8月3日(土)

午後6時～9時

場所 JRゲートタワー13階

マスターズドリームハウス名古屋

出席者 23名



夏真っ盛りの8月初旬、西北支部では毎年恒例の暑気払い懇親会を行いました。

今年は名古屋駅JRゲートタワー13階のマスターズドリームハウス名古屋での開催となり、23名の支部会員の皆様にご参加いただきました。

当支部の支部長、櫻井謙至会員の挨拶と副支部長、大石丈浩会員に開会の音頭を取っていただき懇親会がスタートしました。

幸いお天気も良く、13階のお店から見える名古屋駅周辺の展望と、夕方の日の光の移り変わりがとても印象的で、美味しいお料理と飲み物も映えに映え、日常から少し切り離された素敵な空間の中、お食事を楽しむことができました。

また、普段お会いすることのできない会員の方々とのお話も弾み、親睦を深めるよい機会となったと思います。

二次会も半数以上の方々にご参加いただき、とても盛り上がり、たくさんの笑いがある懇親会となりました。

昭和
支部

令和6年度第一回 研修会

昭和支部 清水 由佳

日時 令和6年7月22日(月)

午後1時30分～4時30分

場所 天白スポーツセンター2階第3会議室

講師 武 讓二会員

NPO法人たのしくはたらく 山下 裕子氏

テーマ 『話し方講座～セミナー講師養成講座・基礎編～』

出席者 12名



令和6年度第1回研修会は、昭和支部副支部長で、社会保険労務士でもある武讓二会員が講師を務め、「話し方講座」が開催されました。武会員は「NPO法人たのしくはたらく」の理事長としても活動されており、同NPO法人理事で社会保険労務士の山下裕子氏がトレーナー講師を務められました。

最初に山下講師が見本として、ホワイトボードも使用しながら「育児休業」を、指定された7分ピッチャリで説明されました。行政書士には馴染みのないテーマでしたが、わかりやすい板書とポイントを得た説明で、内容がすっと頭に入ってきました。

武会員から、どこに気を付ければ、山下講師のように話せるのか、講師をする場合の基本の姿勢、視線をどこに置くのか等の説明があり、参加者が順番に前に立って、実際にやってみました。ポイントを教わる→実際にやってみるということを繰り返すという形で講座が進められました。

その中で、講義用の発声は音階の「ソ」の音でというのが特に印象に残りました。日常会話はド～ミということですので、「ソ」はかなり高い声になります。

私も前に出て、練習させていただきましたが、なかなか「ソ」の音は出ませんでした。他の参加者も苦労していましたが、少し高めの声で話すだけで、張りのある声になり、講師らしく聞こえるのは驚きでした。

3時間という長い講座でしたが、参加型のためか、あっという間に感じました。今回は、基礎編ということで、実際に参加者が講義するところまではいきませんでした。セミナー講師をする場面で、大変役立つ内容でした。昭和支部でも、遺言・相続無料相談会と併せて、セミナーを開催する回がありますので、この研修を活かして、講師をやってみようという会員が増えるのではないかと思います。

ちょっとひと息 「地震予知について」

Q 動物や植物は地震を予知できるのですか？

A 動植物には、音、電気、電磁波、匂いなどに対する感知力が人間などに比べ格段に優れているものがあることは知られています。

一方、地震は、地中の広い範囲で、固い岩盤同士が、破壊し合い、すれ合う大きなエネルギーの集中や解放を伴うため、徐々に岩盤が変形し始めたり、地下水位が変動したりして、地震の発生前から非常に微弱で特異な音、電気、電磁波、匂いなどが周辺の地面や大気などに現れ、それを動植物が感じ取る可能性もあるのかもしれませんが。

しかし、動植物は地震以外の理由によって通常と異なる行動・反応をすることがあり、また、動植物自体についてまだわかっていないことも多く、ましてや地震の前兆現象も解明できていない部分が多いことから、地震の前にそうした異常行動・反応をする理由について科学的に説明できていない状況です。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

中央
支部

令和6年度 暑気払い宴会

中央支部 梅村 晃士

日時 令和6年7月26日(金)
午後6時30分～8時30分
場所 マーケットストリート
出席者 61名



大暑の折、連日の猛暑のなか中央支部では名古屋駅から程近い場所にあるカジュアルなレストラン「マーケットストリート」を会場に恒例の暑気払い宴会が開催されました。

司会からの開会を合図に八十川支部長の挨拶につき仙石秀久会員の乾杯発声のもと会食がスタートしました。

店内は天井が高くとても開放的な雰囲気があり、また貸切りのうえビュッフェスタイルで気軽に席を立て移動できるおかげもあってか、会員同士ののびのびと笑顔で交流されている姿がたくさん見受けられました。

そして宴席の盛り上がりが一向に冷めやらぬなか、あっという間にお時間となってしまう、最後は竹田勲会員に締めのお言葉をいただき盛会のうちに終了の運びとなりました。

限られた時間ではありましたが、いつもご参加くださる会員はもちろん新入会員のご参加も多くいただき、旧知の親交だけでなく新しい交流も多く生まれたとても有意義な集まりとなったように思いました。今回をきっかけにご参加いただいた会員の皆さまにとって少しでもご縁を深められた会であれば幸いです。

一宮
支部

令和6年暑気払い 懇親会

会報委員 深川 範江

日時 令和6年8月3日(土)
午後6時～8時
会場 御料理 かくこ
参加者 24名



一宮支部では、一宮市栄の「御料理かくこ」にて暑気払い懇親会を開催しました。

最初に今井隆昌支部長より「暑気払いで英気を養って頂いて日々の業務や支部活動の協力をよろしくお願いします。」とご挨拶をいただきました。

乾杯の挨拶は重鎮の和田彌一郎会員がされ「若い会員も多くみられます。一宮支部がますます発展できるように今井支部長はじめ皆様のご活躍を祈念して乾杯。」の発声で暑気払い懇親会は始まりました。

今回はベテランの会員の参加もありましたが、新入会員の参加もあり、会員同士の交流を深め名刺交換や楽しい会話や笑い声もあり、とても有意義で家庭的な会になったと思います。

最後に中締めの挨拶は、伊藤一修会員にさせていただき盛会のうちに暑気払いを終えることができました。

今回の写真を撮るにあたりテーブルの移動をベテランの和田彌一郎会員と川添広会員が自ら動いて協力していただきました。どうもありがとうございます。こういった事も一宮支部のよさなのかと思いました。

親睦担当の玉田和弘副支部長、とても楽しく有意義な暑気払い懇親会を企画していただきありがとうございました。

中央
支部

令和6年度第1回 国際業務部会研修会

中央支部 西岡 友美

日時 令和6年8月1日(木)

午後6時～8時

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師 山田 光男会員

(名南支部・愛知県行政書士会国際部次長)

テーマ 『在留資格「特定技能1号」の業務事例について』

出席者 50名



中央支部では、令和6年度第1回国際業務部会研修会として、愛知県行政書士会国際部次長の山田光男会員を講師にお招きし、「在留資格『特定技能1号』の業務事例について」というテーマで研修会を実施いたしました。

特定技能は、2019年に運用開始された比較的新しい在留資格であり、特に人材確保が困難な産業分野において、外国人を労働者として受け入れるための

在留資格であることから、社会的なニーズや関心度の高いテーマであり、今回の研修会は、他支部会員を含めて、かつてないほどの参加人数が集まり活況を呈しました。

研修会では、まず初めに制度概要の説明があり、続いて在留資格「特定技能1号」(介護)の事例に基づいて講義を進めていただきました。

おおよそ2時間弱という短い時間でしたが、実際に実務で使用されている申請書の写しや、多くの参考資料等をご用意いただき、実務における留意点やポイントなども含めてわかりやすくご説明していただきました。

これから業務を始めようとする会員にとっても、制度の全体像を把握し、手続きの進め方など実際の業務をイメージすることができたのではないのでしょうか。

今後、特に深刻な人材不足が懸念される介護業界においては、特定技能「介護」はますます期待が寄せられる制度であり、国際業務に取り組む行政書士にとっては、対応を求められる機会も多くなることが予想されます。

今回の研修会は、実践的な内容も多く盛り込まれ、参加した会員にとって大変有意義なものであったと思います。

また、研修会に続いて、講師の山田会員を交えた懇親会が開催され、こちらも多くの会員が参加しました。和やかな雰囲気の中、あちこちで賑やかな笑い声が飛び交い、会員同士の親交を深める楽しいひとときになりました。

ちょっとひと息 「地震予知について」

Q 南海トラフ沿いで異常な現象が見られた場合、何らかの情報は発表されるのですか？

A 南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合、あるいは観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合に、「南海トラフ地震臨時情報」を発表します。

※南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定しています。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

一宮
支部令和6年度第2回
女性部会研修会

会報委員 深川 範江

日 時 令和6年8月2日(金)
午後1時30分～3時30分

場 所 尾張一宮駅前ビル (iビル)

講 師 豊田支部 小川 一斗志 会員

研修内容 建設業新規許可 実務ロープレ
～事前準備すれば怖くない～

出席者 25名 (他支部16名)



一宮支部では、尾張一宮駅前ビルにて第2回女性部会研修会を開催いたしました。

講師でお迎えした小川一斗志会員は、豊田支部の建設環境部部長・経審査員・許可補助業務要員をされており、建設業に精通された方です。

今回のテーマは建設業の新規許可は「事前の準備をすれば怖くない」ということで、まずは実務の申請で遭遇する知識をしっかりと知ることが大事である

と話されました。

資料を基にご自分の体験を交えて説明していただきました。

まず、基本知識として許可要件として満たすのが難しい要件の1つ目は経營業務の管理責任者としての経験、2つ目は専任技術者としての経験の確認が必要で建設業許可が取れない原因の95%がこの2つの要件であり経營業務の管理責任者としての要件は証明する書面が必要であるといくつかの事例を挙げて説明していただきました。

その後、講義で学んだことを参考にして参加者2名で建設会社の社長と行政書士という設定でロープレをしました。今回の研修会のゴールは「新規の問い合わせ時に社長からの質問に即答できるようになる事」でしたが、相手に伝えるには知識も経験も足らないと実感しました。

講師の小川会員と一宮支部の立松会員とのやり取りは質問に答えるだけでなく、社長にアドバイスすると言ったやり取りとしてとても参考になりました。

2人のトークセッションでは、建設業の魅力や生の話しを聞かせていただきました。

今井支部長から「実務ロープレでお客様とのやり取りを身につけて頂き、実務に活かしてください。」と挨拶されました。

参加した会員にとって大変有意義な研修会になりました。

ちよつとひと息 「地震予知について」

Q 地震発生の可能性が相対的に高まっているという評価を行う「南海トラフ地震に関連する情報」と、これまでの東海地震予知情報との違いは何ですか？

A これまでの東海地震予知情報は、2～3日以内に想定される東海地震が発生するおそれがあるという確度の高い情報です。しかしながら、現在の科学的知見からは、こういった確度の高い地震の予測は難しいと考えられています。一方、「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合、あるいは観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合などに発表する情報です。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

一宮支部

尾北支部との合同開催 令和6年度第1回土地利用部会研修

会報委員 深川 範江

日時 令和6年8月6日(火)

午前10時～12時

場所 アイプラザ一宮

講師 一宮支部 永田 修悟会員

テーマ 『一宮市・稲沢市の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について』

参加者 尾北支部17名・一宮支部15名



一宮支部では第1回土地利用部会研修会を開催いたしました

今回の研修は尾北支部・一宮支部の合同開催で行いました。

一宮支部の永田修悟会員が講師を務められ、令和6年4月1日に施行された「一宮市・稲沢市の都市計画法の基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について」というテーマで講義をしていただきました。

今回の改正は、市街化調整区域における開発行為及び建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとして、既存集落地として地域コミュニティが形成されている地区（住宅の指定区域）における持続的な居住環境の形成の為に自己用住宅の基準を追加されたと説明されました。

自己用の住宅の許可基準で申請者・申請地・建物の条件等資料を基に講義を受けました。

また、一宮市都市計画法（第12号）と稲沢市都市計画法（第11号）と根拠になる法令も異なり要件も異なってくると話されました。

まだ施行されたばかりの都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正に関する講義でしたので、今まで土地関係の業務をやられている会員や新人会員にとってもとても興味深い研修になったのではないかと思います。

最後に、尾北支部の高田大覚支部長と一宮支部の今井隆昌支部長から「なかなか使いづらい条例の改正ですが業務に活かしていただければと思います。」とご挨拶をいただきました。

また、合同で研修会が開催されることを期待しています。

ちょっとひと息 「津波について」

Q 0.3mの津波でも危険なのはなぜですか？

A 津波は海底から海面までの海水全体が動くエネルギーの大きな波であり、風が吹くことによって海面付近の海水が動く現象である「波浪」と大きく異なります。

津波が高くなってくると、それにつれて海水全体の動きも大きくなり、高さ0.2～0.3m程度の津波も人は速い流れに巻き込まれてしまうおそれがあり大変危険です。

気象庁は0.2m以上の津波が予想された場合は津波注意報を発表します。津波注意報が発表されたら海から上がって速やかに海岸から離れてください。

Q 津波予報の文中にある「海面変動」とは津波のことですか？

A 津波予報で発表される「海面変動」とは、津波注意報を発表する基準には達しない程度の小さな津波が観測される可能性がある場合に用います。「津波」という言葉が災害を連想するため、被害を及ぼさない津波という安心情報を伝えるために、あえて「海面変動」という言葉を用いています。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

尾張
支部

相続セミナー&無 料相談会

尾張支部 神戸 研人

日時 令和6年8月10日(土)
午前10時30分～午後3時15分

場所 グリーンパレス春日井

講師 打田 和彦会員

相談員 打田 和彦会員、河津 真子会員、
神戸 研人会員

テーマ 『空き家等対策に関する連携協定に基づく
「わが家の相続セミナー&無料相談会」』

参加者 セミナー60名、無料相談会52組



「楽しく学ぶ!相続いろいろ」をテーマに、春日井市役所が主催する、わが家の相続セミナーが開催されました。

定員の60名を超える申込みがあり、会場が参加者で埋め尽くされる中で、セミナーは始まりました。

講師の打田和彦会員による話しかけるような語り口から、和やかな雰囲気です。セミナーですが、講師の体験を交えながら話す内容に、時折笑い声も聞こえてきて、「楽しく学ぶ」というテーマ通りのセミナーとなりました。

相続手続きや遺言書の説明の際には、身を乗り出して聞き入られる方や、うなずきながらメモを取られる方なども多く、参加者の方々も満足されている様子でした。

今回のこのセミナーの講師は、本年2月19日に、春日井市役所と尾張支部が締結した連携協定に基づき、尾張支部からの派遣した会員となります。

また、午後からは、様々な専門家による無料相談会が開催されました。行政書士のブースでは、同じく連携協定に基づき、3名が尾張支部から相談員として派遣され、計10組の相談対応をしました。

各組30分間という限られた時間の中でしたが、相談者からは相続手続きに関する様々な相談が寄せられました。

当支部では、今後も行政と連携した事業を実施していくことで、地域住民をサポートする機関の1つとなるとともに、行政書士のPRも進めていくことができると考えています。

名古屋
支部

常設無料相談会

会報委員 宮本 隆

日時 令和6年8月20日(火)
午後1時～4時

令和6年9月17日(火)
午後1時～4時

場所 中村生涯学習センター

相談員 合計10名



名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和6年8月及び9月は、予定通り開催致しました。8月は、3件と少なめでした。9月は7件で平月並みの状況となりました。また、地下鉄の広告を見てお越しになる方が顕著に多く、広告の良い効果が継続しております。

今回は、生前対策に関するご相談が多くありました。最近では、令和6年1月に改正された相続時精算課税制度を知りたいという内容も増加傾向にあります。

生前対策相談の場合は、ご相談にお越しになる方の多くは、ご自身がお亡くなりになった後をご心配されている方や推定相続人の方ではないでしょうか。なお、推定相続人の中に外国籍の方がいらっしゃる場合は、特に慎重な対応が必要になります。地域によっては、外国籍の方が増えておりますので、今後この様なご相談の対策も必要なるかと思われま。

ご相談者様としては、生涯において一度や二度しかご経験されない事をご相談者様に一番近い存在である「街の法律家である行政書士」が、ご相談者様のお話に耳を傾け、どのような選択肢があるのか、どのような手続きが必要なのか、分かりやすく説明し、ご相談者様の不安を少しでも取り除ける様に今後も丁寧な取組みを継続したいと思います。

碧海
支部

令和6年度第1回 支部研修会

会報委員 鈴木 景子

日時 令和6年8月7日(水)
午後3時30分～5時30分
場所 刈谷市総合文化センター
中央生涯学習センター 401・402号
講師 司法書士 笠原 昇悟氏
税理士 太田 和之氏
土地家屋調査士 小木曾 良介氏
テーマ 『他士業が思う。連携したい行政書士とは』
出席者 17名



令和6年度第1回の碧海支部研修会では、「他士業が思う。連携したい行政書士とは」というテーマを取り上げました。今回は、司法書士、税理士、土地家屋調査士の先生方をお招きし、他士業から見た

行政書士の役割と期待についてお話しいただきました。

研修の中で、連携を望む行政書士の特徴として挙げられたのは、まず第一に「コミュニケーション能力」の重要性でした。複数の専門家が関わる案件では、情報の共有と意思疎通が欠かせません。進捗状況を適宜報告し、必要な調整を行うことが、信頼関係の基盤となると強調されました。

また、他士業の先生方からは「的確なアドバイスを提供する姿勢」が求められました。過度な助言や無責任な対応はクレームの原因となり、連携が滞る原因ともなります。そのため、自分の専門分野を理解しつつ、適切な範囲で助言を行う姿勢が重要であるとのことでした。

さらに、「クレームを防ぐことが何よりも重要である」との意見もありました。特に顧問契約のお客様がいる他士業の先生方にとって、長い付き合いのお客様が連携している士業の対応によって離れていくことは大きな損失となるため、連携先の士業がクレームを起こさないよう配慮することが求められています。

今回の研修を通じて、他士業の視点から見た行政書士像を深く理解する機会となりました。今後もお互いの専門性を尊重し、円滑な連携を図ることで、より良いサービス提供を目指していきたいと感じました。

ちょっとひと息 「津波について」

Q 日本で一番大きな津波は何ですか？

A 2011年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」による津波では、『東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ』による調査により、岩手県大船渡市の綾里湾で局所的に40.1mの遡上高（海岸から内陸へ津波がかけ上がった高さ）が観測されました。※

記録に残っている中では、1896年の明治三陸津波（遡上高で約38.2mと推定：同じく岩手県大船渡市）を上回り、これまでに日本で記録された最大の津波となりました。

ただし、これらはこの100年間程度の記録が残されている範囲での値であり、それ以前にも同程度、あるいはより高い津波が日本の沿岸を襲った可能性があります。近年、過去の津波の痕跡から浸水範囲を推定する調査が進んでおり、今後、より大きな津波の証拠が見つかるかも知れません。

※東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ (<http://www.coastal.jp/ttjt/>) 調査結果より

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

東名
支部

懇親会

会報委員 服部 麻帆

日 時 令和6年8月24日(土)

午後5時～8時

場 所 ベーカリーレストランサンマルク尾張旭店

出席者 25名



東名支部では新入会員と会員の親睦を深めるため、「ベーカリーレストランサンマルク尾張旭店」にて懇親会を開催いたしました。

今年度、新たに5名会員が入会され、全員にご参加いただきました。

友田支部長の挨拶から始まり、新入会員の自己紹介の後、懇親会はスタートいたしました。

今回の開催場所、「ベーカリーレストランサンマルク尾張旭店」は、季節のコース料理に加えて、焼立てパン食べ放題、ワイン、カクテル、ソフトドリンク飲み放題といったボリューム満点で、お料理も美味しく満足感いっぱいのお店でした。

店内でピアノとフルートの生演奏が流れる中、とはいえ、そんなにかしこまりすぎず東名支部ならではのアットホームな雰囲気に包まれ、新入会員と会員同士楽しくお話できたのではないかと思います。

席とお料理の都合もあり、テーブル間の移動が難しく、新入会員全ての方と会員同士が懇親を深めることはできなかったのですが、同じテーブルを囲んだ新入会員の方とじっくりお話することができ、とても有意義な時間を共有できたと思います。

また、今後開催される研修会などを通して、新たに入会された方、支部の会員の皆様と各々がご経験された様々なお話をお伺いしたり、情報を交換したりなどして、より一層親睦を深めることができたら幸いです。

岡崎
支部

研修会

会報委員 伊東 毅

日 時 令和6年8月26日(月)

午後2時～4時

場 所 竜美丘会館 501会議室

講 師 名古屋法務局岡崎支局

遺言書保管官 野中 百合子氏

テーマ 『未来へつなぐ相続登記』

参加者 21名



令和6年4月から義務化された相続登記を促進するための2つの制度について遺言書保管官の野中氏に講義をしていただきました。

まずは「自筆証書遺言保管制度」です。余白設定などの遺言書作成上の注意点、保管申請時に必要な添付書類の注意点等に加えて、遺言者の死亡後にお知らせする指定者通知の対象者が令和5年10月より1名から3名に増え、相続人等に限らず誰でも指定可能になり行政書士も受取人になれるようになった最近の改正点についても解説していただきました。

次は「法定相続情報証明制度」です。従来の相続手続では、各機関に戸籍書類一式の束を提出する必要がありましたが、代わりに法定相続情報一覧図の写しを提出することで相続手続が可能になりました。

その一例として指定者通知が法務局から送付された場合、遺言書原本と同一のものとして使用できる遺言書情報証明書を法務局で交付請求する時に法定相続情報一覧図を添付することで戸籍書類一式の添付を省略できる点、さらに法定相続情報一覧図を作成する時に住所を記載しておけば住民票の写しも省略できる点も解説していただきました。

講義終了後の質疑応答では、複数の質問に回答いただき、全体を通して行政書士の相続手続実務に役立つ多くの情報をお話していただき、大変有意義な研修会となりました。

名古屋
支部

8月研修会

会報委員 宮本 隆

日時 令和6年8月28日(水)
午後6時30分～8時
場所 浄土真宗名古屋興安寺大須陵苑
講師 心グループ
税理士・弁護士 小島 隆太郎氏
テーマ 『いまさら聞けないインボイス
知らなきゃ困る電子帳簿保存法』
出席者 15名



今回、場所をご提供いただきました名古屋興安寺大須陵苑は、元は三河に在った興安寺で天正18年(1590年)徳川家康公が三河から江戸城に本拠を移動することになり、これに同行、駿河台・御茶ノ水に御堂を移築しました。その後、現在の地(東京都文京区本郷1丁目)へ移り開教400年の歴史がある寺院です。

内容は、インボイス制度(令和5年10月)、電子帳簿保存法(令和6年1月)について学ぶ研修会でした。例えば、お客様にお渡しする請求書は、適格請求書の要件を満たしているか? 消耗品をネットで購入した際や、出張のホテルをネットで予約した際など、電子帳簿保存法の要件を満たした保存が出来るか? などの講習をしていただきました。

今後も法改正やデジタル化が進むため、日々研鑽を積み、ご相談に来られた方々に正しい知識での確かなアドバイスが行えるように街の法律家である行政書士が新しい知識を継続して身に付ける事が重要だと思いました。また、西北支部5名、東名支部2名、碧海支部1名の会員にご参加いただきました。他支部の会員と交流できる大変良い機会となりました。

尾張
支部

令和6年度サマー ミーティング

会報委員 河津 真子

日時 令和6年8月30日(金)
午後6時～8時
場所 合掌レストラン大藏
出席者 18名



令和6年度の尾張支部サマーミーティングは、小牧市にあります合掌レストラン大藏にて行いました。台風10号の影響が心配される中での開催となりましたが、幸い進路もずれ、当初懸念していたほどの影響はなく、当日は多くの会員が参加しました。

鈴木里佳支部長の乾杯の挨拶のあと、目の前に広がる庭園を見ながらの会食がスタートしました。

「極上黒毛和牛ステーキ」の美味しさは言うまでもなく、合掌造りのクラシックな雰囲気の内室で、とても優雅で素敵なひと時となりました。

当日は個室での開催でしたので、会員同士、何の気兼ねもなくわいわいと会話がはずみ、食事に雰囲気存分に堪能されている様子でした。

普段あまりお会いできない方々と、お酌をしながら名刺交換や自己紹介を行い、仕事についての情報交換をしたり、プライベートのお話をしたりと交流も深まりました。

2時間ほどの会もあっという間に過ぎ、最後は、鈴木里佳支部長の挨拶と一本締めにて散会となりました。

限られた時間ではありましたが、会員同士の親睦が深まり、とても有意義な集まりとなったように思います。今回をきっかけにさらにご縁を深められましたら幸いです。

尾張支部

5支部合同研修会(西北・名古屋・一宮・尾張・碧海)

尾張支部 鈴木 里佳

日時 令和6年9月6日(金)
午後6時30分～8時(研修会)

場所 ウィンクあいち1101会議室

講師 早川 忠会員(中央支部)

テーマ 『顧客とどう付き合うか』

参加者 77名(内他支部参加12名)



今回の合同研修会は支部長同士の思いつきから始まったものでした。支部で研修会は行っているものの、新型コロナウイルスの流行により会員相互、特に他の支部の会員と交流する機会は減ってしまっているのではないかと、支部の垣根を越えて交流し、かつ、研鑽の場にするにはできないかと有志による5支部合同研修会の計画がスタートしました。主催は西北・名古屋・一宮・尾張・碧海の5支部、講師に中央支部会員、愛知県行政書士会の副会長でもある早川忠会員を迎え、「顧客とどう付き合うか」を

テーマにした研修会と決定しました。当日は竹田会長もおこしになり、他支部参加も含めて80名近い参加者によって会場は満員となっていました。

早川会員の話は開業当初はどのように業務を行っていたのか、スペシャリストとゼネラリストとは、また顧客とどういったスタンスで接しているか、などご自身のこれまでの経験談を織り交ぜたもので、話が巧みな早川会員の語り口に参加者は時折うなずきながら、またメモを取りながら聞き入っていました。建設環境部長をされていたこともある早川会員は、建設業や産廃に携わるイメージが強かったのですが、開業当初は自動車や離婚関連も扱っていたと聞いて驚きながらも、どうやって今の業務に行き着いたのかなど、これまでの行政書士としての軌跡を考えるとともに、自身の行政書士としての在り方を改めて考える良い機会となりました。

研修会終了後は、別会場に移動して懇親会が開催されましたが、こちらでも60名を超える参加があり、会場内を移動して名刺交換する様子が各所で見受けられました。所属する支部だけではなく、他の支部の会員と積極的に交流する様子に、主催した一員として開催してよかったとの思いで一杯になりました。今後も支部間の連携をとり、会員相互の研鑽と交流の機会を積極的に提供していくことができると思っています。

ちょっとひと息 「津波について」

Q 波浪と津波の違いは何ですか？

A 海域で吹いている風によって生じる波浪は海面付近の現象で、波長(波の山から山、または谷から谷の長さ)は数メートル～数百メートル程度です。一方津波は、海底から海面までの海水全体が短時間に変動し、それが周囲に波として広がって行く現象で、波長は数キロから数百キロメートルと非常に長いものです。このため津波は勢いが衰えずに連続して押し寄せ、沿岸での津波の高さ以上の標高まで駆け上がります。しかも、浅い海岸付近に来ると波の高さが急激に高くなる特徴があります。また、津波が引く場合も強い力で長時間にわたり引き続けるため、破壊した家屋などの漂流物を一気に海中に引き込みます。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

東三支部

令和6年度 親睦旅行

会報委員 山崎 仁

日時 令和6年9月7日(土)午前7時～
令和6年9月8日(日)～午後6時40分
場所 『伊豆高原及び修善寺観光』
参加者 35名



9月7日(土)～8日(日)、東三支部企画部主催による初めての一泊二日の親睦旅行が催行されました。

東三支部一行は途中の伊豆パノラマパークで昼食を摂り、最初の目的地である大室山に到着です。待ち受けていたのは①山下りサイクリング②伊豆シャボテン公園で動物とふれあい③伊豆高原地ビール堪能の選べる3つのプランでした。

山下りサイクリングでは、爽快に風を切って疾走…とはいかず酷暑による灼熱の中の疾走となりました。伊豆シャボテン公園では、可愛いカピバラやキツネザルと間近にふれあい、会員のお子さんたちが目を輝かせておりました。伊豆高原ビール組は、出来立て地ビールで渴いた喉を潤した後、伊豆ぐらんぱるポートでさらにアルコール補給してエンジン全開…の予定がなんと調整中で吞めずにエンスト。その後、夕食のBBQで完全燃焼いたしました。宿泊先では温泉が最高に素晴らしく、酷暑による疲れも吹き飛んだことでしょう。

二日目は浄蓮の滝、修善寺駅周辺を散策し、締めは人道吊り橋長さ日本一の三島スカイウォークを満喫して一行は帰途につきました。

今回は初の一泊旅行で不安も有りましたが、家族連れで参加された会員も多く、大満足の二日間となりました。ご尽力くださった企画部員の皆さんには、心より感謝申し上げます。

名南支部

業務基礎研修会お よび名刺交換会

名南支部 山崎 義満

日時 令和6年9月20日(金)
研修会 午後2時～4時30分
名刺交換会 午後5時～7時30分
場所 研修会 日本特殊陶業市民会館
「3F第一会議室」
名刺交換会 サンモリッツ市民会館店
講師 ①山本 篤支部長 行政書士資格の成立ち
②貝田 和美会員 車庫証明・出張封印
③澤井 重徳会員 風営適正化法に係る許可・届出
④中島 光利会員 建設業許可申請
⑤山田 光男会員 在留資格認定証明書交付申請

参加者 支部会員25名



今回の研修会は、支部総会開催日の研修会に続き、2回目となります。名南支部では、基本的に最低春夏秋冬の年4回は研修会を行いその内の1回として企画されました。内容は、名南支部でも新入会員が増え会員数も245名を超えていることから、入会間もない会員や新しい業務に挑戦したい会員に、業務の概略と、各分野で相談できる人脈を支部内で構築する主旨で、広報月間前の9月に年間計画で予定されました。

川津聖司会員の司会で、各分野で経験豊富な先輩会員が講師を務め、業務のポイントを伝える内容を、支部内の研修会でしか聞けない裏話的な事柄を交えて行われました。

研修会後の名刺交換会では、新入会員に多くの先輩会員との交流も持ってもらいました。今後の予定されている研修支部旅行にも積極的に参加してもらおうよう、旅行幹事の山田光男会員から参加者に説明が有りました。名刺交換会には、名南支部の長老、鬼頭喜代志会員にも駆けつけていただきました。又、参加者間でも活発な意見交換があり有意義な時間を過ごすことができました。

R e p o r t

— 事務局 —



■令和6年8月

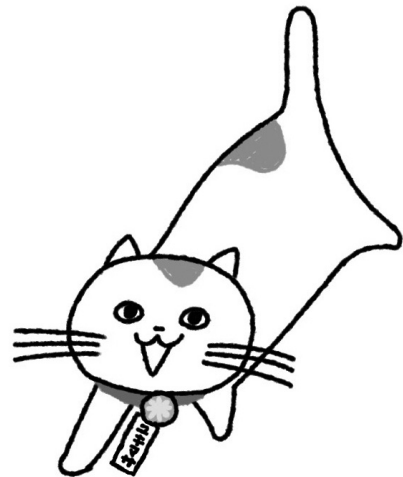
1日(木)	竹田会長 日行連 行政書士制度調査室会議出席 初心者向け国際業務研修会開催 子安・内藤副会長 名古屋市人とペットの共生サポートセンター研修会講師派遣
2日(金)	竹田会長 日行連 行政書士制度調査室会議出席 渡辺副会長 日行連 デジタル推進本部と四国地方協議会デジタル担当者との意見交換会 雨水浸透阻害行為許可に関する研修会開催 蓬田常務理事、山田委員 愛知県国際交流協会訪問 私法部業務相談会開催
5日(月)	新規登録受付 一般貨物自動車運送事業の経営許可に関する研修会開催 部長会開催 特定行政書士委員会開催 新事業推進本部会議開催
6日(火)	新規登録受付 竹田会長 以下3名 県情報推進課DX推進室訪問 竹田会長 以下3名 県災害対策課来訪対応 ADR手続説明会開催 河本ADRセンター次長、内藤運営委員 ADR・ODR推進フォーラム@名古屋出席
7日(水)	竹田会長 日行連 正副会長会、常任理事会出席 高齢者支援についての研修会開催 新規登録受付
8日(木)	竹田会長 日行連 常任理事会出席 子安・渡辺副会長 日行連 GビズID取得体験会出席
9日(金)	岩崎常務理事 日行連 担当者会議出席 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催 竹田会長、早川副会長 中部管区行政評価局長来訪対応 総務部会開催
13日(火)	本会常設無料相談会開催 会報9月号校正会議開催
16日(金)	渡辺副会長 日行連 デジタル推進本部 デジタル庁との打合せ出席
19日(月)	岩崎常務理事 日行連 運輸交通部会出席
20日(火)	登録証交付式 早川副会長 県情報推進課DX推進室訪問 内藤副会長、平松常務理事 東京法律公務員専門学校来訪対応 ADR手続説明会開催

21日(水)	早川副会長、本多常務理事 南阪本弁護士事務所、堤・安田法律事務所訪問 早川副会長、野崎常務理事 第1回岡崎市災害ケースマネジメント研修出席
22日(木)	竹田会長 日行連 立憲民主党議員連盟総会出席 育成就労法及び令和6年改正入管法（特定技能制度関係等）に関する研修会開催 私法部会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催
26日(月)	正副会長会開催 ADR調停担当者会議開催
27日(火)	建設環境部業務研修会開催 広報部会開催 建設環境部会開催 申請取次行政書士管理委員会開催
28日(水)	竹田会長 日行連 日本維新の会議員連盟総会出席 早川副会長 日行連 許認可業務部建設環境部門書籍執筆会議出席 蓬田常務理事 名古屋出入国在留管理局訪問
29日(木)	早川副会長、本多常務理事 日行連職員による新会員管理システム説明出席
30日(金)	雨水浸透阻害行為許可審査補助業務要員連絡会開催 法務部会開催

■令和6年9月

2日(月)	竹田会長 日行連 片山さつき政経セミナーin浜松出席 子安副会長 日行連 ADR推進本部会議出席 封印管理委員会指定研修会開催 運輸交通部業務相談会開催
3日(火)	早川副会長 日行連 許認可業務部建設環境部門会議出席 ADR手続説明会開催
4日(水)	竹田会長 日行連 正副会長会、給与等裁定会議、常任理事会出席 早川副会長 日行連 許認可業務部建設環境部門会議出席 新規登録受付
5日(木)	竹田会長 日行連 常任理事会出席 本会常設無料相談員全体会議開催 新規登録受付
6日(金)	部長会開催 支部長会開催 新規登録受付 運輸交通部業務相談会開催

9日(月)	あいちスタートアップビザの申請についての研修会開催 国際部会開催 子安・内藤副会長 名古屋市健康福祉局訪問 内藤副会長、野崎常務理事、入山理事 自由業団体第129回定例会・懇親会出席
10日(火)	本会常設無料相談会開催 第2回試験正副サブ責任者会議開催
11日(水)	竹田会長、本多常務理事 日行連 伊藤環境大臣、鈴木農林水産副大臣訪問 本多常務理事 日行連 規制改革委員会出席 岩崎常務理事 日行連 運輸交通部出席 石原理事 日行連 全国封印担当者会議出席
12日(木)	法人経営部CAD研修会①開催 竹田会長 第45回日本公認会計士協会研究大会名古屋大会2024記念パーティー出席 法人経営部会開催 私法部業務相談会開催
13日(金)	監察委員会正副委員長会開催
17日(火)	私法部会開催 ADR手続説明会開催開催
18日(水)	テーマ別建設業実務研修会(第3回)開催 綱紀委員会開催
19日(木)	法人経営部CAD研修会②開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催
20日(金)	竹田会長 日行連 会長会出席 登録証交付式 内藤副会長、野崎部長 NHK、中日新聞社 広報月間表敬訪問
24日(火)	正副会長会開催 竹田会長 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター総会出席
25日(水)	新事業推進本部会議開催 渡辺副会長、岩崎常務理事、佐藤委員長 愛知県自動車販売店協会との懇話会
26日(木)	理事会開催 部長会開催 申請取次行政書士管理委員会開催
27日(金)	渡辺副会長 日行連 デジタル庁との打合せ会出席 名誉会長との意見交換会開催 監察委員会開催 会報11月号編集会議開催
30日(月)	特定行政書士考查対策研修会①開催 法務部会開催



令和6年9月10日現在



会員の動向



個人会員数 3,371人
法人会員数 102法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第24192223号
会員番号 第7068号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 安達 友和

事務所 東海行政書士事務所
西尾市米津町蓮台6番地10
電話番号 0563-57-8717 所属支部 西尾



登録番号 第24192227号
会員番号 第7072号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 深谷 英利

事務所 深谷行政書士事務所
みよし市明知町美里45番地2号
電話番号 0561-32-1843 所属支部 豊田



登録番号 第24192224号
会員番号 第7069号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 白谷 美典

事務所 行政書士白谷美典事務所
名古屋市長区桃山一丁目8番地の2(ラ・ヴィル桃山305号)
電話番号 090-7044-7506 所属支部 名南



登録番号 第24192228号
会員番号 第7073号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 長谷川 哲也

事務所 北斗中央行政書士事務所
小牧市中央五丁目203番地 小牧中央ビル1階
電話番号 0568-73-2238 所属支部 尾張



登録番号 第24192225号
会員番号 第7070号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 村本 真由美

事務所 まゆ行政書士事務所
津島市中一色町清光坊107番地
電話番号 070-2415-7225 所属支部 海部



登録番号 第24192229号
会員番号 第7074号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 中川 昌彦

事務所 中川行政書士事務所
名古屋市北区駒止町1丁目2番地の2
電話番号 052-750-8266 所属支部 西北



登録番号 第24192226号
会員番号 第7071号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 金村 崇洋

事務所 カナムラ行政書士事務所
名古屋市昭和区広路町字石坂41番地の2
電話番号 090-1478-1159 所属支部 昭和



登録番号 第24192230号
会員番号 第7075号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 奥平 清香

事務所 浅井行政書士事務所
豊田市足助町久井戸95番地10
電話番号 0565-62-1396 所属支部 豊田

会員の動向



登録番号 第24192231号
会員番号 第7076号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 北野 晃

事務所 行政書士北野晃事務所
名古屋市緑区ほら貝三丁目179番地
電話番号 052-876-5765 所属支部 名南



登録番号 第24192236号
会員番号 第7081号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 稲葉 修身

事務所 行政書士稲葉修身事務所
名古屋市昭和区八事富士見1733番地
電話番号 090-1278-6649 所属支部 昭和



登録番号 第24192232号
会員番号 第7077号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 内藤 さち子

事務所 ないとう行政書士事務所
長久手市杵ヶ池421番地
電話番号 090-3451-6394 所属支部 東名



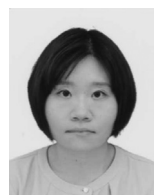
登録番号 第24192237号
会員番号 第7082号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 石川 憲一

事務所 行政書士石川法務事務所
半田市亀崎高根町6丁目67番地の1
電話番号 0569-29-0149 所属支部 知多



登録番号 第24192233号
会員番号 第7078号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 朴 成日

事務所 サポート行政書士法人 名古屋支店
名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号 三井ビル本館18階
電話番号 052-562-1353 所属支部 名古屋



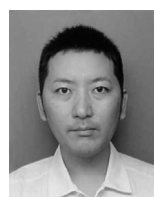
登録番号 第24192238号
会員番号 第7083号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 山本 千菜実

事務所 CNM行政書士事務所
名古屋市中区大須一丁目7番5号 アクセス175ビル5階A号室
電話番号 052-228-8103 所属支部 中央



登録番号 第24192234号
会員番号 第7079号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 小堂 隆之

事務所 小堂隆之行政書士事務所
豊田市千足町神明堂984番地168
電話番号 0565-47-7331 所属支部 豊田



登録番号 第24192239号
会員番号 第7084号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 神谷 保宏

事務所 神谷行政書士事務所
長久手市岩作元門33番地2
電話番号 0561-62-8824 所属支部 東名



登録番号 第24192235号
会員番号 第7080号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 鬼頭 達郎

事務所 キトウ行政書士事務所
春日井市如意申町7丁目15番地5 アーバンハイツ春日井105号
電話番号 0568-41-8232 所属支部 尾張



登録番号 第24192240号
会員番号 第7085号
入会年月日 令和6年8月1日
氏名 清水 論美

事務所 行政書士清水事務所
名古屋市西区上名古屋二丁目10番17号 ヤマヨシマンション1A
電話番号 080-8044-6825 所属支部 西北



登録番号 第24192241号
 会員番号 第7086号
 入会年月日 令和6年8月1日
 氏名 大脇 涼太

事務所 アール行政書士事務所
 江南市和田町天神178番地
 電話番号 080-1588-7422 所属支部 尾北



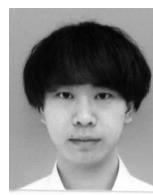
登録番号 第24192505号
 会員番号 第7092号
 入会年月日 令和6年9月1日
 氏名 渡辺 登美恵

事務所 行政書士わたなべオフィス
 名古屋市中村区井深町15番17号 泉第一ビル406号
 電話番号 090-8951-8436 所属支部 名古屋



登録番号 第24192242号
 会員番号 第7087号
 入会年月日 令和6年8月1日
 氏名 塩津 勝之

事務所 塩津行政書士事務所
 名古屋市瑞穂区平郷町4丁目10番地(シーアイエス平郷C棟)
 電話番号 090-1797-5784 所属支部 名南



登録番号 第24192506号
 会員番号 第7093号
 入会年月日 令和6年9月1日
 氏名 杉浦 蓮空

事務所 行政書士事務所LOTUS
 豊田市花園町小泉1番地 14の砦305号
 電話番号 080-4786-8884 所属支部 豊田



登録番号 第24192243号
 会員番号 第7088号
 入会年月日 令和6年8月1日
 氏名 安藤 満壽江

事務所 安藤行政書士事務所
 名古屋市中村区太閤一丁目19番54号 名駅たんぱビル4F
 電話番号 090-7310-0225 所属支部 名古屋



登録番号 第24192507号
 会員番号 第7094号
 入会年月日 令和6年9月1日
 氏名 末岡 卓也

事務所 末岡行政書士事務所
 名古屋市瑞穂区井の元町199番地の2
 電話番号 090-9229-0562 所属支部 名南



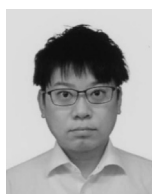
登録番号 第24192244号
 会員番号 第7089号
 入会年月日 令和6年8月1日
 氏名 上田 佳孝

事務所 行政書士法人KokoroInternational
 名古屋市中村区椿町14番13号 ウエストポイント6F
 電話番号 所属支部 名古屋



登録番号 第24192508号
 会員番号 第7095号
 入会年月日 令和6年9月1日
 氏名 宮原 真弓

事務所 行政書士吉田勤事務所
 名古屋市中区栄一丁目22番16号 ミナミ栄ビル4階
 電話番号 052-253-6466 所属支部 中央



登録番号 第24192245号
 会員番号 第7090号
 入会年月日 令和6年8月1日
 氏名 井川 卓磨

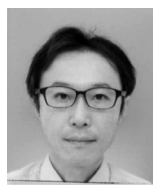
事務所 行政書士法人KokoroInternational
 名古屋市中村区椿町14番13号 ウエストポイント6F
 電話番号 所属支部 名古屋



登録番号 第24192509号
 会員番号 第7096号
 入会年月日 令和6年9月1日
 氏名 稲吉 新平

事務所 行政書士安心あじさい事務所
 瀬戸市西脇町55番地
 電話番号 090-4407-9199 所属支部 東名

会員の動向



登録番号 第24192510号
会員番号 第7097号
入会年月日 令和6年9月1日
氏名 犬塚 隆之

事務所 犬塚隆之行政書士事務所
西尾市高河原町柳原103番地
電話番号 090-5453-7485 所属支部 西尾



登録番号 第24192515号
会員番号 第7102号
入会年月日 令和6年9月1日
氏名 平松 愛梨

事務所 行政書士オフィスアイビー
一宮市栄2丁目2番5号 スクエア栄201
電話番号 0586-55-1022 所属支部 一宮



登録番号 第24192511号
会員番号 第7098号
入会年月日 令和6年9月1日
氏名 兵藤 悠介

事務所 兵藤行政書士事務所
豊橋市佐藤二丁目16番地26
電話番号 0532-64-6111 所属支部 東三



登録番号 第24192516号
会員番号 第7103号
入会年月日 令和6年9月1日
氏名 浅井 重宣

事務所 相続行政書士法人 浅井事務所
一宮市八幡一丁目2番2号
電話番号 0586-47-0460 所属支部 一宮



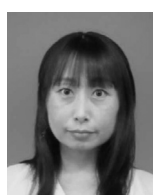
登録番号 第24192512号
会員番号 第7099号
入会年月日 令和6年9月1日
氏名 鈴木 貴文

事務所 行政書士福祉法務事務所和音
岡崎市藪田二丁目10番地7
電話番号 090-4198-4669 所属支部 岡崎



登録番号 第24192517号
会員番号 第7104号
入会年月日 令和6年9月1日
氏名 時國 均

事務所 時國行政書士事務所
一宮市栄二丁目2番5号 スクエア栄801号
電話番号 0586-25-0366 所属支部 一宮



登録番号 第24192513号
会員番号 第7100号
入会年月日 令和6年9月1日
氏名 奥村 真衣

事務所 オクムラ行政書士事務所
尾張旭市旭前町五丁目8番地3
電話番号 052-854-7421 所属支部 東名



登録番号 第24192518号
会員番号 第7105号
入会年月日 令和6年9月1日
氏名 加藤 舞紀

事務所 舞紀行政書士事務所
豊橋市佐藤二丁目16番地の21
電話番号 0532-63-8833 所属支部 東三



登録番号 第24192514号
会員番号 第7101号
入会年月日 令和6年9月1日
氏名 鈴木 基之

事務所 行政書士鈴木基之事務所
豊橋市小向町字内田5番地の40
電話番号 090-9267-0514 所属支部 東三



登録番号 第24192519号
会員番号 第7106号
入会年月日 令和6年9月1日
氏名 小林 加代子

事務所 行政書士ユイット小林法務事務所
名古屋市中区千代田五丁目19番13号
電話番号 052-241-1680 所属支部 中央



登録番号 第24192520号
 会員番号 第7107号
 入会年月日 令和6年9月1日
 氏名 中村 拓哉

事務所 行政書士中村拓哉事務所
 名古屋市千種区光が丘一丁目21番62号(シエラ光ヶ丘D-102号)
 電話番号 052-990-3957 所属支部 中央



登録番号 第24192525号
 会員番号 第7112号
 入会年月日 令和6年9月1日
 氏名 横地 詩子

事務所 よこち行政書士事務所
 名古屋市緑区鳴海町字前之輪8番地
 電話番号 090-3253-6280 所属支部 名南



登録番号 第24192521号
 会員番号 第7108号
 入会年月日 令和6年9月1日
 氏名 太田 準二

事務所 行政書士太田じゅんじ福祉法務事務所
 田原市吉胡町蔵王97番地11
 電話番号 090-4121-3287 所属支部 東三



登録番号 第24192522号
 会員番号 第7109号
 入会年月日 令和6年9月1日
 氏名 高梨 伸子

事務所 高梨国際行政書士事務所
 名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 大東海ビル2階
 電話番号 052-990-3738 所属支部 名古屋



登録番号 第24192523号
 会員番号 第7110号
 入会年月日 令和6年9月1日
 氏名 奥村 幸枝

事務所 行政書士奥村幸枝事務所
 名古屋市千種区千種二丁目11番1号
 電話番号 052-715-7780 所属支部 中央



登録番号 第24192524号
 会員番号 第7111号
 入会年月日 令和6年9月1日
 氏名 小澤 桂一郎

事務所 行政書士小澤桂一郎事務所
 名古屋市東区代官町16番17号 代官町ビルディング4階西
 電話番号 052-935-4055 所属支部 中央

退会者のお知らせ

令和6年9月10日現在

支部	氏名	退会日
中央	櫻井 美二雄	令和6年1月10日
西北	兼武 文範	令和6年7月16日
西北	武田 真由美	令和6年7月16日
東三	濱田 佳一	令和6年7月30日
名古屋	千草 辰美	令和6年7月31日
名南	鏡味 高司	令和6年7月31日
岡崎	柿白 大介	令和6年7月31日
碧海	永田 敏明	令和6年7月31日
豊田	藤田 頼子	令和6年8月8日
中央	西 邦子	令和6年8月10日
尾北	吉野 晴美	令和6年8月13日
西北	杉野 祐敬	令和6年8月30日
名古屋	金田 委子	令和6年8月30日
中央	野々山 浩	令和6年8月31日
名古屋	笠原 興善	令和6年8月31日
昭和	伴 生	令和6年8月31日
名南	勝村 太一	令和6年8月31日
尾張	櫻枝 茂雄	令和6年8月31日
一宮	岩本 勝	令和6年8月31日
東三	石川 道子	令和6年8月31日
東三	山口 陽介	令和6年8月31日
東三	高田 憲司	令和6年8月31日
東三	近藤 武彦	令和6年8月31日
尾張	水野 弘	令和6年9月4日
昭和	加藤 防子	令和6年9月6日
尾張	原 祥子	令和6年9月9日

法人会員の変更案内

法人番号 第2213701号
 会員番号 第H98号
 法人の名称 コスモリンク行政書士法人
 主たる事務所の名称 コスモリンク行政書士法人
 主たる事務所所在地 名古屋市中区栄二丁目14番5号
 山本屋本店栄ビル701
 主たる事務所電話番号 052-228-1552
 社員役職 西川 清美
 変更事由 主たる事務所名称、主たる事務所所在地、主たる事務所電話番号、社員の役職
 所属支部 中央

法人番号 第1502401号
 会員番号 第H30号
 法人の名称 行政書士法人名南経営
 主たる事務所の名称 行政書士法人名南経営
 使用人（雇用） 浅野 真由美
 変更事由 使用人の雇用
 所属支部 名古屋

法人番号 第1500801号
 会員番号 第H27号
 法人の名称 新日行政書士法人
 主たる事務所の名称 新日行政書士法人
 社員（脱退） 千草 辰美
 変更事由 社員の脱退
 所属支部 名古屋

法人番号 第1704701号
 会員番号 第H45号
 法人の名称 行政書士法人中村事務所
 従たる事務所の名称 行政書士法人中村事務所 豊川オフィス
 社員（脱退） 山口 陽介
 変更事由 従たる事務所の廃止、社員の脱退
 所属支部 名古屋

法人番号 第2003901号
 会員番号 第H65号
 法人の名称 行政書士法人one
 主たる事務所の名称 行政書士法人one
 主たる事務所所在地 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
 大名古屋ビルディング11階
 変更事由 主たる事務所所在地
 所属支部 名古屋

法人番号 第2006802号
 会員番号 第H69号
 法人の名称 グラーティア行政書士法人
 主たる事務所の名称 グラーティア行政書士法人 みよしオフィス
 主たる事務所所在地 みよし市三好町大坪23番地 久野ビル2D
 従たる事務所の名称 グラーティア行政書士法人 岡崎オフィス
 従たる事務所所在地 岡崎市戸崎町字辻55番地 4
 変更事由 主たる事務所名称、主たる事務所所在地、従たる事務所名称、従たる事務所所在地
 所属支部 豊田

法人番号 第2211001号
 会員番号 第H93号
 法人の名称 行政書士法人ポラリス
 主たる事務所の名称 行政書士法人ポラリス
 主たる事務所所在地 新城市市場台一丁目12番地14
 変更事由 事務所所在地
 所属支部 新城

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第2202501号
 従たる事務所の法人番号 第2202502号
 会員番号 第H128号
 入会年月日 令和6年5月20日
 法人の名称 ファストコムプラス行政書士法人
 主たる事務所の名称 ファストコムプラス行政書士法人
 従たる事務所の名称 ファストコムプラス行政書士法人
 名古屋支店
 従たる事務所 名古屋市中区錦2-4-3
 従たる事務所電話番号 090-3084-0965
 所属支部 中央

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	西川 清美	名古屋市中区栄二丁目14番5号 山本屋本店栄ビル701	460-0008	052-228-1552	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	コスモリンク行政書士法人				
中央	中瀬 雄太	名古屋市中千種区穂波町一丁目24番地 2000HOUSE 2 B	464-0822	052-990-3671	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士ローワン総合法務事務所				
中央	森本 耕太	名古屋市中区大須四丁目11番17号 日比野ユウハウスビル 8階	460-0011	080-4533-9958	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	アスパイア行政書士事務所				
中央	石田 純孝			052-251-6660	事務所電話番号
中央	浅井 敏也				事務所名称
	行政書士あさい事務所				
中央	梅津 直樹	名古屋市中区錦二丁目4番3号 錦パークビル 1F	460-0003	090-3084-0965	単体会変更(東京会より)
	ファストコムプラス行政書士法人 名古屋支店				
西北	前田 智也	名古屋市北区新堀町24番地 タウンハウス新堀町B号	462-0801	052-908-6650	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	風桜行政書士事務所				
西北	右高 光	名古屋市北区長田町2丁目33番地の7	462-0834		事務所所在地
名古屋	三好 敦士	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルディング11階	450-0002	052-856-5762	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	久保川 光弘	名古屋市港区明正1丁目227番地 プラザパル 3F	455-0806		事務所所在地
名古屋	野上 淳司	名古屋市中村区名駅五丁目2番17号 フロンティア名駅2階A	450-0002		事務所所在地
名古屋	川端 ゆかり	名古屋市中村区名駅五丁目2番17号 フロンティア名駅2階A	450-0002		事務所所在地
名古屋	塩澤 鯉都子	名古屋市中村区名駅3丁目20番20号 名駅錦ビル 6階	450-0002	052-211-7558	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	ルアナ行政書士事務所				
名古屋	渡邊 優太			052-990-3356	事務所電話番号
名古屋	谷崎 健斗			052-990-3907	事務所電話番号
名古屋	岡田 裕子	名古屋市中村区則武二丁目14番地11 名駅富士ビル 3号室	453-0014	070-8585-4054	単体会変更(三重会より)
	行政書士さくらオフィス				
尾張	長谷川 恵従	春日井市大手田西町二丁目4番地13	486-0806		事務所所在地
一宮	犬飼 慎一	一宮市本町3丁目9番10号 ラフォーレデュオ403号	491-0859		事務所所在地
海部	都築 武志	弥富市富島二丁目36番地1	498-0058	080-8264-0001	事務所所在地、 事務所電話番号
知多	武内 万由美	知多市にしの台一丁目528番地	478-0055	0562-57-8120	事務所所在地、 事務所電話番号

会員の動向

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
知多	横尾 剛	知多郡美浜町河和台3丁目282番地 ラ・パーク河和台4号室	470-2405	050-8887-4816	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	竹内 麻央				事務所名称
	クレサス行政書士事務所				
豊田	福島 克	豊田市栄町二丁目24番地2	471-0066	0565-47-8125	事務所所在地、 事務所電話番号
豊田	南 圭			0565-52-0204	事務所電話番号
碧海	檜尾 和秀			050-7116-9353	事務所電話番号
碧海	伊藤 一真	安城市上条町報土寺13番地1	446-0023	080-5118-2283	事務所所在地、 事務所電話番号
碧海	古井 竜文			0566-70-7195	事務所電話番号
新城	柿野 さと恵	新城市市場台一丁目12番地14	441-1348		事務所所在地
東三	加藤 隆一	豊橋市佐藤二丁目16番地の21	440-0853		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士加藤隆一事務所				
東三	鈴木 ナツキ	豊橋市中岩田五丁目1番地16	440-0832	0532-75-0119	事務所所在地、 事務所電話番号

ご逝去会員のお知らせ

名古屋支部 加藤 孝雄 会員 令和6年8月13日ご逝去 (享年75歳)
 西尾支部 三浦 勝利 会員 令和6年8月24日ご逝去 (享年82歳)
 海部支部 神田 康史 会員 令和6年9月14日ご逝去 (享年73歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 竹田 勲



COSMOS通信11月号

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 愛知県支部 令和6年度定時総会報告
--

日 時：9月24日(火) 午後2時30分～4時
場 所：愛知県行政書士会3階ABC会議室
出席者：出席86名(内 有効委任状枚数 42枚)
(令和6年9月24日現在正会員数 118名)

コスモスあいちの令和5年度の活動についての報告内容は以下の通りです。

1. コスモスあいちの事業経過について(主な活動)

(1) 会員数概要

1. 会員数(令和6年7月31日現在) 109人
2. 令和5年度入会者 11人
3. 令和5年度退会者 11人

(2) 各部門の活動

1. 総務・財務部

総会、幹事会、監査会、部長会、管轄長会等 合計11回開催
内、法人後見準備委員会 4回開催

2. 広報部

セミナー開催、各市町村地域イベントの参加等 合計9回開催
延べ参加人数 167人
コスモスあいち ホームページ管理委員会による、HPの公開

3. 研修部

入会前会員研修、実務研修、講師派遣等 合計7回開催

4. 相談部

各市町村(合計8市町村)との連携による、無料相談会等 合計39回
延べ参加人数 160人

5. 業務管理部

後見人候補者推薦依頼及び業務依頼への対応、名古屋家庭裁判所支部等からの依頼、一般市民からの依頼に対応、業務相談会の開催等行い、成年後見実務への対応を行った。

2. 会計決算報告書の承認

3. 令和6年度事業計画の承認

- (1) 総務・財務部、広報部、研修部、相談部、業務管理部ともに、令和5年度の実績を踏まえ、より多くの市町村や公的機関からの依頼に対応し、コスモスあいちとして業務受託の増加を目指し、昨年度よりも増して積極的に活動していく方向で事業計画を策定、予算化した。

(2) 特に、一部市町村から要望があるものの、コスモスあいちの対応体制の策定がこれから必要な、法人後見受託体制に向けた準備委員会を開設、他支部を参考にしながら立ち上げに向けて前進した。

(3) 各市町村から成年後見制度活用の為の他士業、他機関との連携により、受任者調整会議を通じて、コスモスあいちの受託実績を増やし、また、依頼に誠実に応えるための内部研修体制、会員のフォロー体制の充実を行う旨確認した。

4. 令和6年度 収支予算案の承認、可決

5. 支部規程改正の件

(1) 令和5年4月12日、「一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター」が、「公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター」に移行したことにより、支部規程の見直しが諮られた。

(2) コスモス本部により作成されたモデル規程を基に準拠させるため全面改定を行った。

(3) コスモスあいちの地区管轄を、名古屋家庭裁判所の本部、支部の管轄に合わせる改定も行った。

6. 令和6年度(令和6年8月1日～令和7年7月31日)の活動について

(1) 上記1.～5.迄の定時総会における審議、議論を経て、コスモスあいちとしてより実務対応能力を深化させ、各市町村や家庭裁判所、一般顧客からの成年後見制度及び付随する、相続実務、遺言作成等実務への対応力を錬成し、もってコスモスあいちを広く認知、活用してもらうための体制づくりを引き続き、各部門と会員との連携により進める。

(2) 新規会員を増やし、細やかな実務対応能力を深化させる。

(3) コスモスあいちの実績、活動を、各市町村や各公的機関、一般顧客に向け周知し、コスモスあいちとしての実績を益々増加する。

7. 所感

今回、新入会員並びにベテラン会員の多数の総会参加があり、また、コスモスあいちの組織、活動について活発な議論が展開され、コスモスあいち会員の熱意が感じられる総会となった。

愛知県行政書士会 竹田会長のご挨拶にもあったように、コスモスあいちの地道な活動が評価され、また、今後ますます発展することを期待され、コスモス会員として、社会貢献、成年後見制度の普及等により活動を盛り上げていく必要性を感じた総会であった。

今年度の事業計画を着実に推進することが、そして、コスモスあいち会員と共に、皆で努力することで、益々の発展につながることを感じた。

セミナー・相談会の開催及び活動報告

日時	令和6年7月26日(金) 午後2時～4時
場所	春日井市南部ふれあいセンター
相談員	相談員 西原公正会員
相談者	相談者 4名
日時	令和6年8月1日(木) 午後1時30分～4時30分
場所	ふれ愛サポートセンタースピカ相談室(大府市)
相談員	相談員 宮本隆会員 西村伸会員
相談者	相談者 4名
日時	令和6年8月8日(木) 午後1時30分～4時
場所	小牧市役所新庁舎2階
相談員	相談員 西原公正会員、鈴木良剛会員
相談者	相談者 2名
日時	令和6年8月21日(水) 午後1時～3時
場所	犬山市役所会議室
相談員	相談員 土井正人会員、東芳幸会員
参加者	参加者 0名
日時	令和6年9月5日(木) 午後1時30分～4時30分
場所	ふれ愛サポートセンタースピカ相談室(大府市)
相談員	相談員 山野伊紀会員 小泉潤一郎会員
相談者	相談者 5名
日時	令和6年9月9日(月) 午後1時～4時
場所	岩倉市役所市民相談室
相談員	相談員 池山正彦会員 宮良隆之会員
相談者	相談者 0名
日時	令和6年9月17日(火) 午後1時～4時
場所	北名古屋市役所東庁舎
相談員	相談員 奥田早苗会員、西原公正会員
相談者	相談者 3名
日時	令和6年9月22日(日) 午前9時30分～午後3時
場所	ふれ愛サポートセンタースピカ(大府市)
落語	成年後見落語会
劇	劇団コスモスあいちによる公演
参加者	参加者: 46名
相談員	相談員 伊福副支部長、佐野相談部長、中島業務管理部長、内藤相談役、清水良枝会員、内原倫太郎会員、東芳幸会員 村下郁澄会員、熊谷浩幸会員、宮本隆会員、小泉潤一郎会員、山下須美子会員、山口勝司会員 石谷隆広会員
相談者	相談者 8名
日時	令和6年9月22日(日) 午後1時～4時
場所	オアシス21(中区栄)
相談員	相談員 増田支部長、吉川副支部長、森田広報部長、久田研修部長、二村総務財務部長、日下名古屋管轄長、高柳孝吉会員 坂川京子会員
相談者	相談者 25名

セミナー・相談会の開催予定

日時	令和6年11月7日(木) 午後1時30分～4時30分
場所	ふれ愛サポートセンタースピカ相談室(大府市)
相談員	成年後見等無料相談会
日時	令和6年11月20日(水) 午後1時～4時
場所	犬山市役所会議室
相談員	成年後見等無料相談会
日時	令和6年11月21日(木) 午後1時～4時
場所	扶桑町総合福祉センター
落語	成年後見落語
相談員	成年後見等無料相談会
日時	令和6年11月27日(水) 午後1時30分～4時30分
場所	春日井市総合福祉センター小ホール
相談員	成年後見等無料相談会
日時	令和6年12月5日(木) 午後1時30分～4時30分
場所	ふれ愛サポートセンタースピカ相談室(大府市)
相談員	成年後見等無料相談会
日時	令和6年12月12日(木) 午後1時30分～4時
場所	小牧市役所新庁舎2階
相談員	成年後見等無料相談会
日時	令和6年12月17日(火) 午後1時～4時
場所	北名古屋市役所東庁舎
相談員	成年後見等無料相談会
日時	令和7年1月9日(木) 午後1時30分～4時30分
場所	ふれ愛サポートセンタースピカ相談室(大府市)
相談員	成年後見等無料相談会
日時	令和7年1月9日(木) 午後1時30分～3時30分
場所	江南市役所西分庁舎
相談員	成年後見等無料相談会
日時	令和7年1月20日(月) 午後1時～4時
場所	岩倉市役所市民相談室
相談員	成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

あ と が き

この時期、昔から「暑さ寒さも彼岸まで」という慣用句がよく使われます。彼岸に入っても残暑ではなく酷暑が続き、体調も優れません。年々「秋」が短くなっている気がします。空には入道雲(積乱雲)が堂々と張り出す日々が続きます。「天高く馬肥ゆる秋」が待ち遠しいです。昔と違って、今はどの家庭にもエアコンがあるので酷暑でも過ごしやすくなりましたが、自然の涼しさには敵いません。

会報が皆さんに届く頃には秋らしくなっていると良いですね。

「地球温暖化から地球沸騰化の時代に入った」と、グテーレス国連事務総長は発言しています。気候変動による「大雨、山火災、海水温の上昇、農作物への影響等、一次・二次災害が、日本に限らず全世界で毎日のように発生しています。二酸化炭素(Co2)の問題だけではないような気がしてきました。世界のトップは地域紛争(戦争)解決もさることながら、地球環境は今、人類の存亡に係わる状態にあることを強く認識し、更なる原因究明と実効性有る行動をとってほしいものです。

会報委員長 長峰 均

《今月の表紙》 有松天満社秋季大祭

有松のお祭りの起源は、桶狭間の祭礼、すなわち有松から神明社へ参詣した行事を母体にした事から始まります。

天満社が寛政年間(1789~1800年)、文章嶺に祀られて有松の氏神になって以降、旧暦の8月15日(中秋の名月)に行われるようになりました。

江戸時代のお祭りでは笠鉾や馬之頭をはじめ、特色ある練物が出されていた事が古い文献で紹介されています(『尾張年中行事絵抄』より「有松天神祭」※名古屋市教育委員会『名古屋市山車調査報告書4有松まつり』より資料抜粋)。

現在の「山車まつり」の形式になったのは、3輦の山車が明治時代に各町に備えられてからとされています。

午前中には東町布袋車、中町唐子車、西町神功皇后車が有松の古い町並みを曳行し、楫方の見せ場の「車切り(しゃぎり)」と呼ばれる山車の方向転換、東海道の山車のすれ違いやからくり奉納をした後、楫方や囃子方が天満社への総まいりを行い、神事をおさめます。

夕方からは山車に提灯を取り付け、昼の勇壮な姿から幻想的な姿へと変え、哀愁漂う夜囃子の音色が有松の古い町並みに響き渡りながら夜祭をおさめます。

尚、現在では有松天満社秋季大祭は「毎年10月第1日曜日」に行われます(令和6年は10月6日に開催済です)。

画像・説明文：有松天満社HPより転載
有松天満社文嶺溝総代長 西村様許諾済み



会報327号 担当

広 報 部	担当副会長	内藤 広子
	部 長	野崎 晃
	次 長	武 讓二
	部 員	入山 康彦
会報委員会	部 員	貝田 和美
	委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	石原 遙
	本号担当委員 (表紙)	長峰 均
	(会員訪問記)	深川 範江

会報327号 令和6年11月1日発行

発行人 竹田 勲
編集人 野崎 晃

発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL (052) 931-4068 (代)
FAX (052) 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
https://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所 日大印刷株式会社

一愛知県行政書士会会員へのお知らせ一 令和7年カレンダーについて

広報ツールとして毎年作成しておりますカレンダーですが、本年度も愛知会PR用としての壁掛け式カレンダー(2種類)を作成いたします。

カレンダーにつきましては、本会にお越しの折にお持ち帰りいただけるよう12月1日より1階事務局に用意をいたします。「お一人様いずれか1部」のお願いと、代理受領はお断りします。なお、無くなり次第終了させていただきますことをご了承ください。

広報部

新年賀詞交歓会 開催のご案内

愛知県行政書士会及び
愛知県行政書士政治連盟共催

開催日 令和7年1月14日(火)

会場 ANAクラウンプラザホテル
グランコート名古屋
7階 ザ・グランコート
名古屋市中区金山町一丁目1番1号



行政書士ADRセンター愛知

自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車が引き起こした物損事故

*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に 関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・ 教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム
- *職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争



※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体: 愛知県行政書士会(所管):
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体: 運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所: 名古屋市中区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日: 毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分